

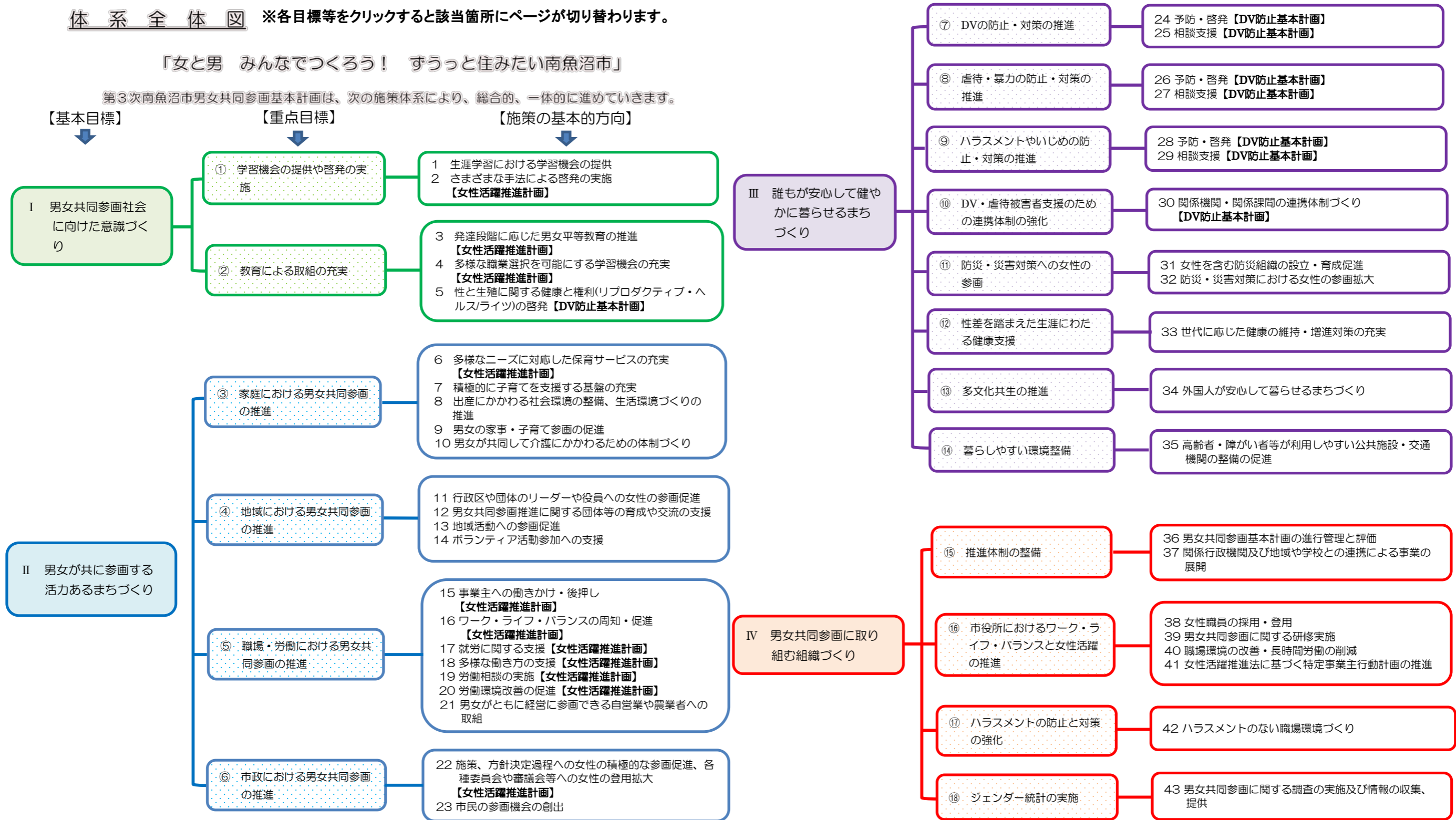
第3次男女共同参画基本計画(推進プラン)

令和元年度推進計画の評価と令和2年度推進計画(目標)

体系全体図 ※各目標等をクリックすると該当箇所にページが切り替わります。

「女と男 みんなでつくろう! すうっと住みたい南魚沼市」

第3次南魚沼市男女共同参画基本計画は、次の施策体系により、総合的、一体的に進めていきます。



評価基準 A: 目標に沿った成果があり、このまま継続することが必要 B: 目標達成のため、活動の一部見直しを行いつつ継続すべき C: 本年度の活動では評価することが出来ないが継続必要 D: 事業実施の実績なし、事業実施の再検討(計画からの削除含む)

基本計画掲載項目			5年後の 具体的目標(指標)	R元年度計画(目標)	R元年度取組実績	R元 年度 評価	「R元年度評価」とした理由	今後の課題	R2年度計画(目標)	担当 課	
I 男女共同参画社会に向けた意識づくり	① 学習機会の提供や啓発の実施	生涯学習における学習機会の提供	高齢者、特に女性の生涯学習に対する意欲は高く、既存の公民館講座の中で、自らの趣味、教養を十分高めてきたものと思います。後期教育基本計画に謳われている生涯学習・社会教育のイメージプラン「学びの郷南魚沼プラン」が目指す世代間をつなぐ学びの循環の実現により、性別にとらわれない新たな学びの場づくりへとつながる取組を進めます。	・引き続き「地域の宝」再発見を今年度も実施 ・新たな学びの場づくりにつながる取組として4月15日駐日リトアニア共和国大使の講演会を実施する。市内にある国際大学、北里保健衛生専門学院、国際情報高校などから参加協力をいただき、英語での講演会を実施する。また、講演に合わせて、リトアニアの麦藁オーナメント「ソダス」の企画展示を池田記念美術館で行い、外国の文化に触れ、学ぶ場の提供を行う。 ・引き続き学びの郷南魚沼の目指す世代間をつなぐ学びの循環を具体化する事業の実施に向け、ロゴマーク掲載等の啓発活動を行う。 ・講師の人材登録制度について引き続き、社会教育委員で検討を行う。	・4/15リトアニア共和国大使講演会(会場: さわらび、参加者: 355名) ・6/30子ども会水生生物調査(参加者: 24名) ・学びの郷ロゴマーク掲載(教育部事業、市民病院公開講座、企画政策課地域セミナーなど) ・学びの機会の提供(市報生涯学習特集号「まなびい」発行、新潟県立生涯学習推進センターの「ラ・ラネット」に、生涯学習・社会教育・公民館事業などを掲載) ・女性学級(登録者数: 92名、年8回延べ参加者: 241名) ・人材登録制度(新潟県立生涯学習推進センターの「ラ・ラネット」の活用)	A	・新たな学びの場づくりにつながる取組として4/15駐日リトアニア共和国大使の講演会を、市内にある国際大学、北里保健衛生専門学院、国際情報高校などから参加協力をいただき、英語で実施した。また、講演に合わせて、リトアニアの麦藁オーナメント「ソダス」の企画展示を池田記念美術館で行い、外国の文化に触れ、学ぶ場の提供を行った。 ・地域の子ども会(万葉新田)野外自然学習として、社会教育委員(深澤委員)を講師に水生生物調査を計画した。当日は雨天で、子どもたちは現地での生物採取ができなかったが、関係役員の協力により採取した生物に触れさせることができた。 ・女性学級は、女性の社会進出を推進するために各種講座や研修、視察等を行っている。	・世代間継承をさらに意識した取組が必要である。 ・学びの郷南魚沼の目指す世代間をつなぐ学びの循環を具体化するため、公民館事業の再編等を行い、効果的の事業の展開を目指す。 ・学びのための「集いの場」を提供するにあたり、感染症対策などの様々な課題が浮き彫りになってきている。インターネット活用などによる講座・研修・会議なども今後環境整備が必要となる。	・「地域の宝」再発見の実施 ・世代間継承を意識した取組の実施 ・自然学習、野外教育の実施 ・女性学級は、高い学習意欲に応えるための講座、研修等を受講者の学習欲求に応じた内容で実施 ・社会教育委員(公民館運営審議会委員)とともに企画、運営、人材育成について連携協議 ・学びの郷南魚沼の目指す、世代間をつなぐ学びの循環を具体化する事業の実施に向け、ロゴマーク掲載等の啓発活動の実施 ・学びの機会の情報提供等について、市報生涯学習特集号「まなびい」の発行と新潟県立生涯学習推進センターの「ラ・ラネット」を活用	社会教育課	
		啓発のさまざまな実施【手法による】	セミナー等を市民会議との共催で実施しました。また、県のハッピー・パートナー企業募集の周知や、「男女共同参画週間」等の広報活動に努めてきました。市民会議でも啓発チラシ「ハーモニー」を発行し、男女共同参画の重要性について情報発信をしています。今後も市民会議等と連携しながら、普及啓発に取り組むとともに、セミナーや学習会を開催し、男女共同参画について気づきや理解を深める活動を実施します。	・セミナーの開催やウェブサイトや市報による広報など、さまざまな手法による啓発を実施します。 ・公益財団法人新潟県女性財団と男女共同参画地域セミナーを共催(1回以上) ・市報に男女共同参画啓発記事を掲載する。(6/15号) ・ウェブサイトで推進プランを公表 ・ウェブサイトの男女共同参画関連記事の更新	・(公財)新潟県女性財団と男女共同参画地域セミナー「イライラと上手につきあうコツ～家庭・地域・職場でつかえる怒りのトリセツ～」を共催(11/14) ・推進プラン(H30評価とR元目標)をウェブサイトで公表 ・男女共同参画週間(6/23～6/29)に合わせ、市報及びウェブサイトにて啓発記事を掲載	A	男女共同参画地域セミナーや市報・ウェブサイトへの啓発記事の掲載など、さまざまな手法により男女共同参画社会の実現に向けた啓発を実施した。	男女共同参画所管課として、市全体の推進体制の充実に向けた取組が必要である。	・推進プランのウェブサイトでの公表 ・(公財)新潟県女性財団と男女共同参画地域セミナーを共催 ・男女共同参画週間(6/23～6/29)に合わせ、市報及びウェブサイトにて啓発記事を掲載 ・庁内各課で主催する男女共同参画関係セミナー・研修等の費用一部負担により、市全体の啓発活動の促進を図る。	企画政策課	
	② 教育による取組の充実	躍進」発達段階に応じた男女平等教育の推進【活	保育園・幼稚園から小学校などの発達段階に応じた男女平等教育は推進されてきています。また女性への差別は人権課題であることから、人権・同和教育について系統的な計画を作成し、発達段階や地域や児童・生徒の実態に即した適切な指導を進めます。 ・南魚沼保健所管内では、10代の妊娠件数が県数値を上回る年が多かったことから、思春期での望まない妊娠や性感染症予防が重要となっています。中学校で外部講師による性の健康教育(3年生対象)が実施されていますが、講師の確保が困難で、今後の継続が問題となっていることから、今後も継続して協議を行い、効果的な取組となるよう進めていきます。 ・男女が区別なく協力して学習活動に参加する姿が多く見られるようになりました。全ての学校で年間指導計画を作成し、引き続き男女平等教育の充実を推進していきます。 ・PTA活動等において、男女平等の意識は定着しつつあるものの、地域コミュニティの年配層では未だ理解と認識が不十分な状況です。このため、今後も継続してPTAに対する男女共同参画の意識啓発とPTAから地域コミュニティに対する啓発の発信に取り組めます。	幼保小の連携を図り、人権の尊重、男女平等、相互理解への取り組みを継続し、指導の充実を進めます。 性感染症や望まない妊娠を防ぐために必要な知識を習得し、自らの健康管理ができるよう、全ての学校で年間指導計画を作成し、子どもたちへの性教育を推進します。	・幼児期の発達段階に応じた、指導を行う。 ・踊りや衣装など、男の子らしいものや女の子らしいものはあるが、本人の希望があればそれを尊重する。	子どもの人数が少なく、男女混合の活動もあり、お遊戯会での本人希望による役変更をするとともに、変更の際に保護者へ説明して了解を得ている。	A	子ども達からのさまざまな要望に対して適切な対応ができています。	子ども達からのさまざまな要望に対して適切な対応を継続していく必要がある。	・幼児期の発達段階に応じた、指導を行う。 ・踊りや衣装など、男の子らしいものや女の子らしいものはあるが、本人の希望があればそれを尊重する。	子育て支援課
		躍す多様な学習職業選択の充実【活	小学校では職場訪問、中学校では職業体験に取り組んできましたが、男女共同参画の視点での取組は不十分な状況でした。今後は、男女が各人の能力、適性を考え、性別にとらわれず、さまざまな職業選択を可能にするための学習機会の充実を図ります。	職場体験・職場訪問などの学習機会の充実により、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、個性と能力を十分に発揮した生き方を選択できるようにします。	校長会などを通じ、今後も様々なキャリア教育に取り組むよう指導を行う。	・各学校で職場訪問・職場体験を実施した。 ・特色ある学校づくり事業等を実施した。	A	各学校で、さまざまな職場体験活動を実施した。	発達段階に応じた男女共同参画への意識啓発が必要である。	校長会などを通じ、様々なキャリア教育に取り組むよう指導を行う。	学校教育課
	③ 性 イ リ と ツ プ 生 の ロ 植 の ダ に 関 ケ テ す 【 D P V ・ 健 と ヘル ス 利 ／	当市の現状として、10代の人工妊娠中絶率が高く、近年増加傾向にあり、10代の出産数も人口に比して多いという課題があります。望まない妊娠・出産は、その後の性感染症や育児での虐待につながることもあります。そのため、保健所を中心に、関係機関と会議を重ね、中学3年生全員に向けた「思春期の性の健康教育」を実施しました。リプロダクティブ・ヘルス/ライツという考え方について、広く社会に浸透していくためにも、思春期から女性の体の仕組みや健康上の違いについて学び、互いに理解し合う教育が必要です。そのため、今後も思春期から自分も相手も大切に考えることができるよう、学校現場と連携して性の健康教育を継続していきます。	・学校や関係機関と連携し、思春期からの「性の健康教育」を継続実施することにより、10代での妊娠率減少を図ります。また、広報等も含めてリプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発を進めます。 ・中学3年生の「性の健康教育」受講後の性に関する知識・理解の向上を図ります。	・学校・関係機関との連携により市内4中学校の3年生全員を対象に「性の健康教育」を実施する。事前事後のアンケートにより理解度の評価を行う(H31年度は保健課担当中学校なし)。困ったときは身近な大人や相談機関に相談すること、SOSを出すことを周知する。 ・関係機関からの要望により性教育を実施する。	・市内4中学校の中学3年生全員を対象に保健所等関係機関と分担し「性の健康教育」を実施した。(R元年度は保健課担当中学校なし) ・子ども若者育成支援センターと連携して男性利用者を対象に性教育を実施した。	A	学校や関係機関と連携し、思春期や若年層に対して、性に関する健康教育を実施できた。	10代の妊娠や予期せぬ妊娠は学業への影響や愛着形成、経済困窮などの問題を抱えやすいため、性に関する正しい知識の普及を図るとともに、困ったらSOSを出せることとそれを受け止める環境づくりが必要である。	・学校や関係機関と連携し市内4中学校の3年生全員を対象に「性の健康教育」を実施する。困ったときは身近な大人や相談機関に相談すること、SOSを出すことを周知する。 ・関係機関からの要望により性教育を実施する。	保健課	

評価基準 A: 目標に沿った成果があり、このまま継続することが必要 B: 目標達成のため、活動の一部見直しを行いつつ継続すべき C: 本年度の活動では評価することが出来ないが継続必要 D: 事業実施の実績なし、事業実施の再検討(計画からの削除含む)

基本計画掲載項目			5年後の 具体的目標(指標)	R元年度計画(目標)	R元年度取組実績	R元 年度 評価	「R元年度評価」とした理由	今後の課題	R2年度計画(目標)	担当 課
II 男女が共に参画する活力あるまちづくり	③ 家庭における男女共同参画の推進	6 躍保多一育様サナニーズの充実へ活か	ほのほの広場の開催日数の増加及び施設の改築・改修に伴う乳児・未満児保育体制の拡大についてはほぼ計画通り整備できました。また、認定こども園での延長保育、一時預かり、土曜1日保育、子育て支援事業も開始しています。今後も費用対効果を踏まえたくうえで、機能の拡充や、多様なニーズに対応した保育サービスの充実のための整備を進めていきます。 これまでの手当中心の支援から、就業、自立支援に向けた総合的な取組への変換が必要です。	各世代に合わせた「子育て支援学習会」を開催 親世代 5回(父編1回 両親4回) 全世代 2回 親子で季節の行事を楽しめる「ごっこあそびの日」の提供(7月より月1回程度開催)	ほのほの広場利用者数 (H29) 29,436人 (H30) 39,519人 (R元) 31,214人	A	ほのほの広場をイオンに移転して2年目になるが、安定した利用がある。保育園入園の低年齢化も影響し、昨年度よりは減少したが、市外、県外者の利用は安定している。	子育ての駅「ほのほの」で行っている事業を充実させていく必要がある。	・イオンと連携して行事を行う。 ・季節の行事「ごっこあそびの日」の継続 ・お楽しみ行事「おや子にここにこタイム」と保護者向けの「ほのほの子育て講座」にわけて両講座月1回の実施	子育て支援課
		7 積極的に子育てを支援する基盤の充実	・放課後児童クラブを市内17か所に設置して取り組んでいましたが、利用児童数が急増し、一部の施設で待機児童が生じています。このため、小学校の空き教室等を確保し、「放課後子ども教室」と一体的に取り組む、多様な体験・活動ができる環境づくりを進めます。 ・ひとり親家庭への支援として、経済的支援に加え、収入を得るための自立支援事業の拡充、子育て支援の情報発信として、子育てブックの配布を行ってきましたが、利用者が少ない状況にあります。今後は、関係機関と連携を強化し、よりニーズに合ったひとり親家庭への支援と、子育てのガイドブックとなるよう、子育てブックの内容を充実させ、利用者の拡大を目指します。 ・育児の援助を受けたい人と援助ができる人を繋ぐファミリーサポートセンターによる保育サービスを実施しています。提供会員の増員が課題ですが、趣旨の理解を促し、会員登録へと繋げる取組を行っていきます。また、ほのほの広場の拡充については、ニーズにあった施設を目指して内容を検討します。	・自立支援事業について、制度が拡充されたことを機会をとらえて広報していく。 市報掲載 7月号・2月号 現況届時 パンフ配布 ・子育てブックについて、育児に携わる市民にもっと利用してもらえよう工夫を検討する。 ファミリーサポート登録会員数 200人	ファミリー・サポート登録会員数 (H30) 179人→(R元) 119人 国要綱改正に合わせ、会員登録の整理を行ったため会員数は減少したが、ファミリーサポート事業の利用数は多かった。	B	ファミリーサポートセンターについて11月市報掲載やアンケートを実施し、広報、周知したことで着実に登録者は増えている。	提供会員の確保	ファミリー・サポート登録会員数 (R元) 119人→(R2) 130人 ・「ちょっぴり託児」の広報活動を行い、利用しやすい環境を整える。 ・提供会員の確保に努め、広報活動や市報掲載をする。	子育て支援課
		8 産にかかわる社会環境の整備、生活環境づくりの推進	子どもを育てる地域の連携促進事業として、学校支援、家庭教育支援、放課後等支援活動を実施してきました。 現在、学校支援地域本部「はなさき本部」、家庭教育支援チーム「たんぼの部屋」4小学校と支援学校、放課後子ども教室「ゆげ放課後センター」と学校、家庭、地域が一体となって、地域ぐるみでの子育てを進めています。しかし、家庭教育支援事業での父親向け学習会への参加者が少ないなど、依然として男女間の固定的役割分担の意識があるのが現状です。家庭教育における男女共同参画の必要性の周知のほか、地域づくり協議会や関係部署などと連携を図りながら、引き続き子育ての視点から学びあうことでみんなが成長できる事業を行います。	・学校支援地域本部拠点校 1か所(H28)→3か所(H33) ・男女ともに参加できる学校支援、家庭教育支援、放課後等支援活動の実施	・学校支援地域本部は、塩沢地域「しおざわ本部」、六日町地域「むいかまち本部」に続き、大和地域「やまと本部」を設置し、大和地域の小中学校に取組を拡充する。 ・男女ともに参加できる学校支援、家庭教育支援、放課後等支援活動の実施する。	・学校支援地域本部数 3か所 ・地域コーディネーター配置校数 しおざわ本部 小学校6校 中学校1校 むいかまち本部 小学校5校 中学校2校 やまと本部 小学校6校 中学校1校	・大和地域「やまと本部」を設置し、大和地域の小中学校に地域コーディネーターを配置したことで市内の全小中学校に配置となった。 ・地域コーディネーターの研修会を実施 ・家庭教育支援の学習会や親子教室を開催 ・学校支援や家庭教育支援、放課後等支援の活動へ男女ともにスタッフとして参画	A	地域コーディネーター同士の間がりや連携の促進	・研修会などを通じて地域コーディネーターのスキル向上や各校のコーディネーターのつながりや連携を促進する。 ・男女ともに参加できる学校支援、家庭教育支援、放課後等支援活動の実施
8 産にかかわる社会環境の整備、生活環境づくりの推進	・これまで妊婦健診助成事業や不妊治療や不育症治療の医療費助成事業について、取組と周知を図ってきました。また、妊娠・出産期の子宮頸がんや子育て中の乳がん等が増加傾向にあることから、早期発見・治療への取組に努めています。検診会場では、乳がんの自己検診法等の普及啓発にも取り組んでいます。 今後も、医療費助成事業等について周知と丁寧な対応に努めながら、継続して取り組み、がん検診の受診率を維持するため、より受診しやすい検診体制を整備していきます。 ・マタニティサロンは土曜日に開催した結果、参加者の80%が夫婦での参加となっています。この他に関係機関等が開催する母親学級や両親学級にも夫婦での参加が増えていきます。今後も特に初産婦のより多くの参加を呼びかけるとともに、関係機関等が行う両親学級を周知していきます。	・不妊治療・不育症治療の医療費助成の継続 ・子宮頸がん検診、乳がん検診の受診率の向上	・不妊治療・不育症治療の医療費助成の継続 ・事業について市報やウェブサイトに掲載し、医療機関への周知等により市民への事業の周知 ・子宮頸がん検診、乳がん検診の受診率向上のため申込者で未受診者への受診勧奨、受診者増のため保健事業以外にも成人式や女性が集まる場での普及啓発を継続 ・がん検診当日子宮頸がん、乳がんの健康教育を実施 ・検診申し込みに対する受診率 子宮頸がん検診 80%、乳がん検診85% ・1歳6か月児健診、3歳児健診にて子宮頸がん検診受診に関する問診項目を追加し保健指導に活かす。乳幼児健診時の集団指導にも子宮頸がんの内容を盛り込む。	・子宮頸がん検診、乳がん検診について市報やウェブサイト、乳幼児健診カレンダー送付時、2か月児訪問、乳幼児健診など様々な機会を通じ普及啓発を行った。 ・検診申し込みに対する受診率 子宮がん検診でやや下降 (H30) 80.6%→(R元) 76.9% 乳がんで検診でやや下降 (H30) 86.0%→(R元) 84.8% ・子宮頸がん、乳がん検診の健康教育を受診者全員が受けられるように検診の流れを変更した。	A	子宮頸がん検診、乳がん検診申込を乳幼児健診時の母親へ勧奨することができた。	全国的には20歳代後半から30歳代後半の若年層の子宮頸がん罹患率が増加傾向にある。また乳がんは女性のがん罹患の第1位であることから今後もさまざまな場を利用してがん検診受診率の向上に努める必要がある。	子宮頸がん検診・乳がん検診の申込をQRコードを利用し若い世代が簡単に申し込めるようにする。また乳幼児健診等さまざまな機会に申込勧奨を行う。	保健課	
8 産にかかわる社会環境の整備、生活環境づくりの推進	基幹病院開院に伴う魚沼地域の病院再編後も2つの市立病院の運営により、医療需要に応じた安定的な診療提供が実施されています。しかしながら、医師の地域的偏在などにより、常勤医師の確保は容易ではなく、特に小児科、婦人科では医師の絶対数不足のため、大学医局等からの非常勤医師の派遣により診療を行っている状況です。 今後も引き続き、常勤医師確保対策を進める必要があります。また、看護師不足も課題となっています。引き続き市立病院において院内保育所を運営するなど、育児世代の看護師の働き方の改善や、出産後の職場復帰を支援する取組を進めます。	・機能分化に基づく医療提供体制の構築 ・常勤医師の確保と並行し、医師派遣による協力体制の構築	職員配置については可能な限り配慮することを継続しつつ、取組に対する評価について、その方法等を検討する。また、引き続き小児科及び婦人科医師の確保に取り組む。	小児科については、これまでの診療体制に加え、週1日の午後診療を実施した。	夫婦が共に夜間勤務に従事することのないような人事配置や勤務割とすることで、育児中の職員が積極的に社会参画できるよう努めた。 小児科については、H30年度までの月～金曜日午前のみという診療体制に加え、週1日ではあるが午後診療を実施することができた。	A	H29年度の民間小児クリニックの開業により、当院小児科に係る医療需要は低下しているため、今後は常勤医確保ではなく、ニーズに応じて柔軟に対応していく必要がある。また、小児科や婦人科に限らず、現状、常勤医不足で医療供給は安定しているとは言えない。引き続き、より安定した医師派遣協力体制の構築に取り組み必要がある。	育児中の職員に対する人事配置等については継続して配慮していく。男女ともに安心して社会参画ができるような生活環境の実現のため、引き続き常勤医師の確保に取り組みとともに、既存の枠組みにとらわれない、より強固な医師派遣協力体制の構築ができるよう、医師の派遣元となる医療機関への働きかけを強化する。	市民病院	

評価基準 A: 目標に沿った成果があり、このまま継続することが必要 B: 目標達成のため、活動の一部見直しを行いつつ継続すべき C: 本年度の活動では評価することが出来ないが継続必要 D: 事業実施の実績なし、事業実施の再検討(計画からの削除含む)

基本計画掲載項目			5年後の 具体的目標(指標)	R元年度計画(目標)	R元年度取組実績	R元 年度 評価	「R元年度評価」とした理由	今後の課題	R2年度計画(目標)	担当 課	
基本 目標	重点 目標	施策の基 本的方向	第2次基本計画期間の取組状況と 第3次基本計画期間における課題と方向性								
		男性 の家 事・ 子 育 て 参 画 の 促 進	<p>マタニティサロンは、夫婦での参加が多くなってきましたが、その後の乳幼児健診や育児に関する講座等への父親の参加はまだまだ少ないのが現状です。しかし、1歳6か月児健診や3歳児健診になると、父親だけで子どもを連れてくる人もいて、ともに育児に関わる姿を見かけるようになりました。今後も乳幼児健診等での父親参加についても働きかけを行い、男性の家事や子育てへの関心を高めていきます。</p> <p>保育園行事、マタニティサロン、育児学級等への参加、保育園保護者会の役員の男性就任状況などからも、男性の子育て参画は進んでいると感じられます。今の子育て世代は、男女平等の教育を受け、共働きも当たり前、育児や家事を分担し合わなければ成り立たない生活スタイルになってきていますが、まだまだ女性に負担が偏っている家庭も多いため、今後とも機会を捉えて啓発していくことが必要です。</p> <p>南魚沼市図書館での「読書のつどい」や「絵本のへや」、ボランティアによる読み聞かせ等の「たんぼぼ座」、青少年育成市民会議の「心豊かな子育て教室」など、親子で参加できる教室を開催し、男女共同参画に取り組んできました。男性参加は増える傾向にありますが、まだ数としては少ない状況です。事業内容の充実を図るとともに、男性参加を狙いとして事業を実施する男性スタッフの割合を増やすことを検討するなど、男性が子育て教室等に気軽に参加できる環境づくりに努めます。赤ちゃんと一緒に絵本を読み、楽しくあたたかい一時を家族で共有できるよう、引き続きブックスタート事業に取り組めます。読み聞かせへの男性の関心が高まるように、現在は4か月児健診時に保護者へ絵本2冊を手渡しています。</p>	<p>マタニティサロン、乳幼児健診、育児学級等への父親の参加促進 (H28年度父親参加率: マタニティサロン82.6%、育児学級2.8%、4か月児健診10.5%、1歳6か月児健診7.8%、3歳児健診9.5%)</p> <p>男性の子育て参画に向けた啓発の充実</p>	<p>・マタニティサロンへの夫参加率80% ・乳幼児健診と育児学級の父親参加率の対前年比増</p> <p>・マタニティサロンへの夫参加率 76.3% ・父親参加率 育児学級 6.2% 4か月健診 12.4% 1歳6か月健診 11.1% 3歳児健診 11.8%</p>	B	マタニティサロンの夫参加率、乳幼児健診・育児学級の父親参加率ともに前年度より減少傾向だが、男性の子育て参画の機会として継続が必要である。	父親も子どもの健診や育児学級等に参加してもらえるよう働きかけ、男性の子育てへの関心を高める。	・マタニティサロンへの夫の参加を促し、前年度より夫参加率の向上を目指す。 ・乳幼児健診・育児学級の父親参加を促し、前年度より父親参加率の向上を目指す。	保健課	
		た め 女 の 体 共 同 づ く り 介 護 に か か わ る	<p>市では、在宅介護支援や介護予防事業を通じて、男女共同参画に向けた意識啓発、社協では、介護者交流会の開催や各地区で行っている介護者の会に対する支援、生活支援等に対するボランティアの養成に取り組んできました。しかし、家庭内における介護については、女性が担うことが多いのが現状であり、介護が1人の人に集中しないよう男女が支えあっていることが求められています。また、老々介護や一人暮らしの高齢者の増加に伴い、地域で支える生活支援ボランティア等の必要性が増しており、新たな人材の確保が急がれています。こうした現状を踏まえ、関係機関と連携して介護に関する相談の充実、生活支援等に対するボランティア活動の周知・広報活動、また、在宅介護や介護予防事業を通じて男女共同参画を推進することにより、介護人材不足の解消を図り、地域で高齢者を支えることのできる地域包括ケアシステムの構築を目指します。</p>	<p>・認知症サポーター養成数の増加 延べ10,000人(H33) ・ふれあいいきいきサロン参加者数の増加(総合計画指標再掲) 20,500人(H33)</p>	<p>・認知症サポーター養成 1,000人 ・ふれあいサロン延べ参加人数 20,300人</p>	<p>・認知症サポーター養成講座 28回 参加人数 923人(延べ10,486人) ・ふれあいサロン 延べ参加人数 18,181人</p>	B	認知症サポーター養成講座についてR元年度の目標には届かなかったものの、R3年度の延べ人数の目標は達成することができた。ふれあいサロンについての延べ参加人数は目標に届かなかった。	認知症サポーター養成講座について中学校1年生に対しては全学校で実施することができた。住民、職場からの依頼の減少により人数は伸びなかった。ふれあいサロンについてはサロン数の減少もあり参加人数は伸びなかった。	認知症サポーター養成講座 中学校1年生を対象に継続的に実施するとともに、住民や職場に声掛けを実施する。 ・認知症サポーター養成 1,000人 社協と協力し引き続き新規サロンの立ち上げなどボランティア活動の周知・広報活動を行う。 ・ふれあいサロン延べ参加者数 20,400人	介護保険課
④	地域における男女共同参画の推進	<p>のダ行政 参画や区 促進や 進団体 への女 性</p> <p>行政 区長 会に 関し ては 、安 ヶ野 市に おき ては 、行 政区 長会 にお ける 女性 役員 の登 用に 関し ては 、推 進を 図っ てき まし た。</p> <p>行政 区に おき ては 、単 独老 人や 母子 世帯 の増 加を 反映 し、 女性 の参 画が 増え てい る傾 向に あり まし た。が 、役 員打 ち合 わせ や会 合は 、ほ とん どが 夜間 であ るた め、 家庭 内の 役割 分担 で男 性の 役員 が多 いのが 現状 です。 世帯 構成 の変 化に よる 、必 然的 に女 性の 参画 が必 要な 場面 の増 加が 見込 まれる ため 、行 政区 等へ 女性 参画 の推 進に つい て啓 発を 行い 、意 識改 革を 進め まし た。</p>	<p>行政区における女性役員の比率 5.6%(H28)→6.6%(H33)</p>	<p>・行政区における女性役員の登用について、行政区長会で依頼 ・女性役員の登用状況に関するアンケート調査を実施して公表する。1回/年</p>	<p>・春季行政区長会で女性役員登用に推進に関する依頼(啓発)を実施 ・秋季行政区長会で女性役員登用状況に関するアンケート調査を実施 ・行政区における女性役員の比率(H30) 6.5%→(R元) 5.5%</p>	B	行政区長会における依頼やアンケート調査を実施したが、女性役員比率の向上には至らなかった。しかし、意識改革は結果としてすぐに表れるものではないため、引き続き行政区長会における啓発と調査を行う必要がある。	慣例として世帯主が役員に選出される行政区も多いという調査結果から、「役員であること」に関わらず、まずは、女性が行政区の活動に参画することの意義について啓発することにより、将来的な女性役員比率の上昇に向けた意識づくりを図る必要がある。	・春季行政区長会で女性役員登用に推進に関する依頼(啓発)を実施 ・秋季行政区長会で女性役員登用状況に関するアンケート調査を実施	企画政策課	
		<p>流す男 の女 支団 共 援 体 同 等 の 画 育 推 成 進 に 交 関</p>	<p>・男女共同参画市民会議では、男女共同参画にかかわるアンケート調査の実施や、市民や企業を対象としたセミナー等が開催され、独自の視点による男女共同参画社会の実現に向けた意識改革の取組が進められています。今後は、地域全体に男女共同参画の取組を波及させるため、あらゆる分野における男女共同参画の推進について、市民会議と情報共有を図り、協力体制を構築しながら取組の拡大を進めます。 ・市民会議に限らず、男女共同参画の推進に取り組む市民団体や地域コミュニティを支援し、連携しながら取組の拡大を図ります。</p>	<p>地域全体に男女共同参画の取組を拡大させるため、市民会議との情報共有の機会を増加させ、協力体制を構築しながら取組を進めます。</p>	<p>・市民会議の機関紙「ハーモニー」の発行支援 ・公益財団法人新潟県女性財団と男女共同参画地域セミナーを共催(1回以上)</p>	<p>・市民会議の機関紙「ハーモニー13号」の発行支援 ・地域づくり協議会に(公財)新潟県女性財団共催の男女共同参画地域セミナーへの参加依頼</p>	B	市民会議がR元年度をもって解散となったことに伴い、今後は、地域づくり協議会などの地域コミュニティとの連携に取り組む。	男女共同参画の推進に取り組む市民団体や地域コミュニティの掘り起こしが必要である。	地域づくり協議会に(公財)新潟県女性財団共催の男女共同参画地域セミナーへの参加依頼	企画政策課

評価基準 A: 目標に沿った成果があり、このまま継続することが必要 B: 目標達成のため、活動の一部見直しを行いつつ継続すべき C: 本年度の活動では評価することが出来ないが継続必要 D: 事業実施の実績なし、事業実施の再検討(計画からの削除含む)

基本計画掲載項目			5年後の 具体的目標(指標)	R元年度計画(目標)	R元年度取組実績	R元 年度 評価	「R元年度評価」とした理由	今後の課題	R2年度計画(目標)	担当 課	
基本 目標	重点 目標	施策の基 本的な方向	第2次基本計画期間の取組状況と 第3次基本計画期間における課題と方向性								
		地域活 動への支 援	地域づくり協議会では女性の役員就任や女性部といった組織が出来るなど、徐々に男女共同参画が進みつつありますが、ほとんどの役員を男性が占めているのが現状です。地域は身近な暮らしの場であり、地域における男女共同参画の推進は、地域づくりの活力にもなります。地域活動への女性の参加促進をはじめ、多様な視点からのアイデアや意見が採用され、充実した地域づくり協議会の事業が行える環境づくりを推進していきます。	女性役員の存在する地域づくり協議会数 5協議会(H28)→10協議会(H33)	女性役員の存在する地域づくり協議会数 5協議会(H30)→6協議会(R元)	女性役員の存在する地域づくり協議会数5 協議会であるが、女性委員の存在する協議会数は6協議会となった。	B	R元年度計画(目標)には達しなかったが、事務長会議で男女共同参画推進市民会議役員との意見交換が行われ、各協議会内での取り組みは広がりつつある。	女性役員は存在するが、複数の役員枠や空席役員もあり協議会での広がりが限定的である。地域内における役割分担等や背景の把握が必要である。	女性役員の存在する地域づくり協議会数 5協議会(R元)→6協議会(R2)	U & I と き め き 課
			環境問題への女性参画に向けて、環境審議会委員への環境問題に関心のある女性の登用に取り組んできました。しかし、環境問題に関心のある女性の情報が少なく、委員への登用が進んでいないのが現状です。個人情報に配慮しつつ県等の関係機関へ情報提供を依頼するとともに、独自に情報収集に努め、環境審議会の女性委員の登用拡大を目指します。	環境審議会委員の男女構成 で女性委員の比率 H28:10%→H33:30%	現状維持又は増員できるよう各地域の学識一般枠の女性の人選に努める。	環境審議会委員の女性委員の比率 (任期:H29~R元)20% (任期:R2~R4)11%	C	R2年度は改選があり、R元年度中に「学識一般」枠の女性選定に臨んだが、新年度までに女性委員の選出ができなかった。	委員数10人に対し、現在9人の選出にとどまっているので、最後の1人を早急に選定していく。	学識一般で大和地域の選出を女性委員となるよう選定に取り組む。	環 境 交 通 課
			女子力観光プロモーションチームがブログにより、女性の視点による観光情報の発信を行っています。今後も観光の魅力づくりに様々な年代の女性が積極的に参加し、活動できるような支援を行います。また、SNS等を利用した観光情報を多くの女性から発信できる仕組みなどを検討していきます。	・SNS等を利用した観光情報の発信総数のうち、50%を女性の発信とします。 ・SNS等を利用した観光情報等の発信を女性からも積極的に行ってもらえる仕組みづくりを進めます。	・今まで同様にウェブサイトを使い情報発信をしていく。市内のサポートメンバーが増えている、今まで光が当たらなかった企業や団体の情報発信ができる環境が整ってきている。 ・プリンスホテルが出している「南魚沼の美味しい湧き水」を材料に基礎化粧品が開発されている。その販売支援。 ・今年からグルメラソンやグルメライドの広報のお手伝いをする事となった。これを通じて「南魚沼」を全国に発信していく。	・女子力メンバーのみでなく、ブログサポーターの協力もあり、様々な分野での情報発信ができています。 ・プリンスホテルが出した基礎化粧品について、メンバー複数人でサンプリングを行い、評価についてプリンスホテルに回答し商品開発の支援をした。 ・グルメラソンに参加したコラムニストをイベント前日に市内アテンドし、またグルメライドでは受付の手伝いをして、南魚沼市の魅力を全国に発信した。 ・U&Iときめき課主催の移住促進セミナーに協力し、移住に興味のある関東圏の女性に南魚沼の魅力をPRした。	・さまざまな視点で情報発信ができています。 ・イベント等にも積極的に協力し、南魚沼市を全国に発信する機会が増えた。	C	・新規メンバーの確保はなかなか難しく、またブログサポーターも増えずにいる中、毎日のブログ更新を継続するのが難しくなっている。	・R2年度で10周年を迎えるにあたり、新しい展開を考えていく。 ・情報発信を継続していくためにも、新規メンバーや新規サポーターの誘致をする。 ・各イベントへの協力を継続することで、全国へ南魚沼を発信していく機会を増やす。	商 工 観 光 課
	婦人会活動への支援という観点から、補助金の交付による財政的な支援、研修等への市バスの提供、各種事業への担当職員の派遣や協力を行ってきました。しかし、若い世代の婦人会離れが顕著となり、現在活動を行っている婦人は2団体に減少し、婦人会の組織維持が大きな課題となっています。市としても、財政や人的な面での協力には限界があることから、公民館のほか、地域づくり協議会や行政区とのつながりを強めるよう働きかけを行い、婦人会の維持存続を支援します。	・現状の組織の維持 ・地域コミュニティ協議会との連携促進	少なくとも浦佐、六日町婦人会の存続のために、地域づくり協議会と協働の上、大和公民館、中央公民館が主体となることができる限りの支援を行う。	評価に至る実績報告を受けていないため、主体的に評価できない。	C	婦人は、地域づくり協議会、行政区長会とのつながりが強く、公民館とのつながりは年々薄れつつあり、役員会等会議での公民館利用、総会等資料づくりのためのコピー機利用に限られてきている。	婦人会について、公民館とのつながりが薄れつつあり、婦人会の活性化に向けて公民館は何を求められているか再考する必要がある。	浦佐婦人会、六日町婦人会と活性化に向けた協議を実施する。	社 会 教 育 課		
	ボラ ン テ ィ ア 活 動 参 加 へ の 支 援	社協内に設置しているボランティアセンターでは、ボランティア活動のコーディネートや、運転や傾聴のボランティアの養成に取り組む一方、既存のボランティアグループには資質向上と団体育成のための研修会などを行ってきた結果、参加者は少しずつ増えていますが、ボランティア活動を高齢者が担っている現状は変わっておらず、後継者不足などの状況は改善できていません。 ボランティアに関する活動内容の周知等、広報活動を継続して行い、参加者の底上げと活動の場の増加を目指します。また、若い世代への情報発信の方法についても検討し必要な改善に努めます。	・社会福祉協議会に設置されている南魚沼市ボランティアセンターを活用した、ボランティア活動の紹介や啓発、研修を実施します。 ・ボランティア活動の広報を継続し、理解と参加促進を図ります。	・ボランティア活動の推進を目的として、受付、登録、活動紹介や啓発、研修などを行う。 ・地震、風水害、豪雪等の災害時に対し、対処できるよう市民対象に研修会を開催する。 ※災害ボランティア設置訓練を開催予定 ・ボランティア活動の円滑化を図るため、組織の強化、育成支援を目的に活動費を助成する。 ・ボランティア登録者へ保険の加入を行い、活動の支援を行う。 ・大和地域で行われる「八色の森市民まつり」にボランティアブースを出展し、ボランティア活動の周知とボランティアの募集を行う「ボランティアふれあいまつり」を支援する。 ・日本テレビが主催する24時間テレビチャリティー募金活動に協力し、街頭募金活動を行う。 ・火災、自然災害等により罹災された世帯へ見舞金品を支給する。 ・豪雪時に要援護世帯等へ緊急的に除雪ボランティアを派遣する。また、除雪ボランティアのすそ野を広げるために県内外に対して除雪ボランティアを養成する。	・ボランティア登録者数 実数1,746名 延べ登録者数2,236名(111グループ) ・愛は地球を救うキャンペーン 市内3か所実施、参加人数22名 ・視察研修会 (長岡市コロニーにいがた白岩の里等) 参加人数66名 ・社協だよりで年6回ボランティアの記事を掲載 ・ボランティア一覧表を作成、配布 ・南魚沼市介護支援ボランティア制度 登録ボランティア数50人 受入施設18施設 清算ポイント数813ポイント ・八色の森市民祭り (台風19号豪雨災害のため中止) ・災害ボランティア研修会 (台風19号豪雨災害のため中止) ・ボランティア研修会 (新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)	B	・ボランティアセンターの運営関係機関等と連携しながら、ボランティアに対する研修会や交流会事業を行うことで、活動の活性化や内容の充実化を図るとともに、ボランティア同士のネットワークの拡大を推進した。 また、これからの担い手である個人ボランティアに対し、ボランティア開始のきっかけになるよう介護支援ボランティア制度(ボランティアポイント)やなじよネット、配達サービス事業の調理ボランティア等について、積極的に情報発信を行い、ボランティア人口の底上げに努めた。今年度は台風19号豪雨災害や異常少雪、新型コロナウイルス感染症拡大防止等により、災害ボランティア研修会、八色の森市民祭り、ボランティア研修会等が中止となり、事業の開催が出来なかった。	・時間的余裕がある前期高齢者を対象にボランティア養成講座を実施しているが、新規ボランティアの加入が少ない状況が続いている。 ・新型コロナウイルス蔓延防止のため、施設ボランティアの受入が出来ず、活動が出来ていない。また養成講座や視察研修会も予定が立たない状態が続いている。	(1)ボランティアセンターの運営 ボランティア活動の推進を目的として、受付、登録、活動紹介や啓発、研修などを行う。 (2)ボランティア組織の強化、育成、活動支援 ボランティア活動の円滑化を図るため、組織の強化、育成支援を目的に活動費を助成する。 (3)ボランティア保険への加入 ボランティア登録者へ保険の加入を行い、活動の支援を行う。 (4)ボランティアふれあいまつり事業への支援 大和地域で行われる「八色の森市民まつり」にボランティアブースを出展し、ボランティア活動の周知とボランティアの募集を行う「ボランティアふれあいまつり」を支援する。 (5)24時間テレビチャリティー事業 日本テレビが主催する24時間テレビチャリティー募金活動に協力し、街頭募金活動を行う。 (6)災害ボランティア研修会開催事業 地震、風水害、豪雪等の災害時に対し、対処できるよう市民対象に研修会を開催する。 ※災害ボランティア設置訓練を開催予定 (7)災害援護事業 火災、自然災害等により罹災された世帯へ見舞金品を支給する。 (8)除雪ボランティア活動推進事業 豪雪時に要援護世帯等へ緊急的に除雪ボランティアを派遣する。また、除雪ボランティアのすそ野を広げるために県内外に対して除雪ボランティアを養成する。	福 祉 課	

評価基準 A: 目標に沿った成果があり、このまま継続することが必要 B: 目標達成のため、活動の一部見直しを行いつつ継続すべき C: 本年度の活動では評価することが出来ないが継続必要 D: 事業実施の実績なし、事業実施の再検討(計画からの削除含む)

基本計画掲載項目			5年後の 具体的目標(指標)	R元年度計画(目標)	R元年度取組実績	R元 年度 評価	「R元年度評価」とした理由	今後の課題	R2年度計画(目標)	担当 課
基本 目標	重点 目標	施策の基 本的な方向	第2次基本計画期間の取組状況と 第3次基本計画期間における課題と方向性							
⑤ 職場・労働における男女共同参画の推進	15	躍事業主への働きかけ・後押し「活躍」	市民会議主催の講演会の会場で市内の「新潟県ハッピーパートナー企業」登録企業の取組を紹介した啓発パネルの展示を行うなど、その周知と登録促進に努めてきました。「ハッピーパートナー企業」の登録を増やすためには、登録したことによるメリットや制度の周知に加え、市独自のメリットの設定などが検討課題となっています。今後も県や市民会議と連携を図りながら、企業に対して情報提供を継続的にしていきます。	新潟県ハッピーパートナー企業登録企業数 16社(H28)→20社(H33)	・市報による制度の周知(6/15号) ・ウェブサイトによる制度の周知 ・新規事業所の加入	A	市報による制度の周知を行い、本計画R3目標企業数20社を達成した。	登録企業数が順調に増加しているため、引き続き周知に取り組む。	・男女共同参画週間(6/23～6/29)に合わせ、市報及びウェブサイトにて啓発記事を掲載 ・新潟県ハッピーパートナー企業登録企業数 (R元)20社→(R2)21社	企画政策課
		「ハローワーク」の周知・後押し「活躍」	ハローワークと連携し、市内企業に対して方針決定過程への女性の参画のに向けた啓発を推進してきました。しかし、多くの分野において、女性の参画は十分に進んでいないのが現状です。少子高齢化や人口減少など社会環境の変化が進む中、方針決定過程への女性の参画はますます重要となります。引き続き企業に対する理解促進のための広報啓発を行うとともに、実態把握に努めます。	ポスターの掲示場所やパンフレットの配布場所や枚数を増やすなど、広報啓発活動を拡大(ポスター掲示場所の増、パンフレットの配布場所と配布枚数の増)	・市役所各庁舎等へのポスターの掲示及びパンフレットの設置 ・企業メールを活用し、企業へ理解促進を啓発 ・ハローワーク、商工会などと連携し、事業主の理解促進を図る取組を実施	C	従来の活動のみで、広報啓発活動の拡大が図れなかった。	劇的な理解促進は難しいことから、継続的な啓発活動が必要。特に、事業主の理解が重要なことから、事業主や管理職の理解促進に向けた取組が必要。	・市役所各庁舎等へのポスターの掲示及びパンフレットの設置 ・企業メールを活用し、企業へ理解促進を啓発 ・ハローワーク、商工会などと連携し、事業主の理解促進を図る取組を実施	商工観光課
	16	「ハローワーク」の周知・後押し「活躍」	ワーク・ライフ・バランスの周知について、関係機関との連携によりポスターの掲示、パンフレットの設置を行ってきました。しかし、日本の女性の労働力率の現状を見ると、30歳代を底としたいわゆる「M字カーブ」を描いており、依然として結婚、出産、子育て期に就業を中断する女性が多いことが挙げられます。今後も関係機関と連携し、企業などに対して育児・介護休暇制度や多様な勤務形態の導入等の情報提供や啓発を行うなど、働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮できる社会づくりを進めます。	企業などに対して育児・介護休暇制度や多様な勤務形態の導入等の情報提供や啓発活動を実施します。	・市役所各庁舎等へのポスターの掲示及びパンフレットの設置 ・企業メールを活用し、企業へ理解促進を啓発 ・ハローワーク、商工会などと連携し、事業主の理解促進を図る取組を実施	C	従来の活動のみで、広報啓発活動の拡大が図れなかった。	劇的な理解促進は難しいことから、継続的な啓発活動が必要である。特に、事業主の理解が重要なことから、事業主や管理職の理解促進に向けた取組が必要である。	・市役所各庁舎等へのポスターの掲示及びパンフレットの設置 ・企業メールを活用し、企業へ理解促進を啓発 ・ハローワーク、商工会などと連携し、事業主の理解促進を図る取組を実施	商工観光課
		就業に関する支援「活躍」	ハローワークと連携し、ポスターの掲示やパンフレットの設置を行ってきました。就業支援として、出張ジョブカフェを実施し、新規卒業者の内定率の向上に取り組んでいます。今後も関係機関と連携し、就職・再就職を望む女性が、職業選択の幅を広げ、円滑に就職できるよう、能力開発の機会や情報提供を行います。また、市内企業に向けた労働に関する制度等の周知を図ります。	関係機関と連携し、就職を望む女性に対する能力開発の機会などの情報提供や市内企業に向けた労働に関する制度等の周知を図ります。	・市役所各庁舎等へのポスターの掲示及びパンフレットの設置 ・企業メールを活用し、企業へ理解促進を啓発 ・ハローワーク、商工会などと連携し、事業主の理解促進を図る取組を実施	B	(一社)南魚沼市まちづくり推進機構に委託し、企業紹介動画の作成し、動画による市内企業の周知ができた。	就職・再就職を希望する方に情報提供をどのように行うかが課題である。	・市役所各庁舎等へのポスターの掲示及びパンフレットの設置 ・企業メールを活用し、企業へ理解促進を啓発 ・ハローワーク、商工会などと連携し、事業主の理解促進を図る取組を実施	商工観光課
	17	就業に関する支援「活躍」	就職できない、就職したが離職した若者の就業支援として、「職場見学」や「働く講座」などを実施し、参加者は年々増加しています。参加者からは就業に対する不安要因を解消するための支援が求められています。そのため、市関係部署や関係機関と連携しながら就業の前段階の職場体験など段階的なプログラムの充実を進めていきます。引き続き利用者ニーズを把握しながら、参加しやすいプログラムを検討し周知を図ります。	・就業前支援プログラムの実施 ・就業体験活動の増加	・利用者の状況に合った就業前支援プログラムや体験活動の実施 ・ハローワークや長岡地域若者サポートステーションと連携した就業支援	A	・就業前支援プログラム「働くための準備講座」を利用者の状況に合わせた内容で実施 ・就業準備・体験実施回数 就業準備 18回 就業体験 4回 職場見学 2回 作業体験 1回 ボランティア体験 2回	利用者の就業に対する意識づけ	・利用者の状況に合った就業前支援プログラムや体験活動の実施 ・ハローワークや長岡地域若者サポートステーションと連携した就業支援	子ども・若者育成支援センター
18	躍多様な働き方の支援「活躍」	働きやすい職場環境づくりのための啓発活動や、にいがた産業創造機構等と連携した起業促進に取り組んできました。引き続き関係機関と連携しながら、子育て等との両立が可能な職業訓練や職業紹介などを実施し、女性が活躍するために必要となるスキルの養成や人材育成を促進します。起業促進については、女性特有の課題を踏まえ、粘り強く諸政策を進めていく必要があります。雇用創出の観点からも、にいがた産業創造機構等と連携し、起業時に利用できる低利融資や補助等の資金面・事業活動面での支援の充実を図るとともに、情報発信に努め、女性起業家への支援を積極的に行っていきます。	創業支援セミナーにおける女性受講者割合 H28:20.6%→H33:30.0%	・にいがた産業創造機構(NICO)のセミナーや出張相談、助成金制度の周知拡大 ・創業支援セミナー 参加者30人、内女性10人以上(33%) ・創業個別相談会 参加者12人、内女性4人以上(33%)	B	・創業支援セミナー、個別相談会における女性の参加割合が概ね目標に達した。 ・創業支援セミナー参加者にNICOが実施する出張相談や助成金の周知ができた。 ・新たに家内労働(内職)情報の発信ができた。	・創業者のニーズに合わせた創業セミナー内容の検討 ・創業希望者にセミナーや制度の情報をどのように周知するかが課題	・にいがた産業創造機構(NICO)のセミナーや出張相談、助成金制度の周知拡大 ・創業支援セミナー 参加者30人、内女性10人以上(33%) ・創業個別相談会 参加者12人、内女性4人以上(33%) ・家内労働(内職)情報の周知	商工観光課	
19	躍労働相談の実施「活躍」	平成28年に市内で実施された県労働相談所の相談利用件数は2件でしたが、雇用に関する様々な相談の窓口として、労働相談所は重要な役割を担っています。経営者、労働者を問わず雇用に伴うトラブルや悩み事について、県による労働相談の周知を行い、その問題解決のための支援を行います。市内店舗等にチラシを配布するなど、労働相談窓口の周知を図ります。	・出張労働相談など、気軽に相談できる体制の周知や出張労働相談の実施の協力 ・労働相談のチラシ設置場所の工夫	・出張労働相談の周知及び市内開催支援 ・労働相談窓口の周知	C	市内での出張労働相談開催の支援 市内開催1回 相談者0人 ・出張労働相談(1回)、休日労働相談会(2回)について、市役所各庁舎等へのポスターの掲示及びパンフレットの設置、市報等において開催周知	従来の活動のみで、広報啓発活動の拡大が図れなかった。	多様な情報提供方法や周知を検討が必要。	・出張労働相談の周知及び市内開催支援 ・労働相談窓口の周知	商工観光課

評価基準 A: 目標に沿った成果があり、このまま継続することが必要 B: 目標達成のため、活動の一部見直しを行いつつ継続すべき C: 本年度の活動では評価することが出来ないが継続必要 D: 事業実施の実績なし、事業実施の再検討(計画からの削除含む)

基本計画掲載項目			5年後の 具体的目標(指標)	R元年度計画(目標)	R元年度取組実績	R元 年度 評価	「R元年度評価」とした理由	今後の課題	R2年度計画(目標)	担当課	
基本 目標	重点 目標	施策の基本的方向	第2次基本計画期間の取組状況と 第3次基本計画期間における課題と方向性								
		「労働環境改善の促進」	ハローワークとの連携やポスターの掲示、パンフレットの設置を行い、啓発を行ってきました。女性の職域の拡大、職業能力の向上のために必要な技術を取得できるよう、情報の収集と提供を行い、女性が企業の経営や方針決定過程に参画できる環境整備の推進を行う必要があります。今後も、ハローワークや関係機関と連携し、女性の労働環境の実態把握や労働環境改善への啓発、必要な技術取得のための情報提供を行います。また、市内において女性が働きやすい環境を整えている企業の紹介などを行います。	・市役所各庁舎等へのポスターの掲示及びパンフレットの設置 ・企業メールを活用し、企業へ理解促進を啓発	・市役所各庁舎等へのポスターの掲示及びパンフレットの設置 ・企業メールを活用し、企業へ理解促進の啓発を行った。	C	従来の活動のみで、広報啓発活動の拡大が図れなかった。	劇的な理解促進は難しいことから、継続的な啓発活動が必要。特に、事業主の理解が重要なことから、事業主や管理職の理解促進に向けた取組が必要。	・市役所各庁舎等へのポスターの掲示及びパンフレットの設置 ・企業メールを活用し、企業へ理解促進の啓発を行う。	商工観光課	
		「男女農業者ともに経営に参画できる自営」	これまで、人・農地プラン等の推進により、地域の中心的経営体の育成や農地の集積、集約化を図る中で、女性が男性の対等なパートナーとして経営等に参画できるよう、女性認定農業者・家族経営協定を増やす取組を行ってきました。しかし、目標とする数値には届いておらず、制度の周知などがまだ不十分な状況です。関係機関・団体等と連携しながら広報活動に努め、女性の地位向上や女性就農者等が活動しやすい環境づくりを促進する制度等について周知を図ります。	・家族経営協定 25戸/年 ・女性認定農業者 15人/年	・家族経営協定 4戸/年 ・女性認定農業者 延べ10人	・家族経営協定 3戸/年 ・女性認定農業者 延べ7人	B	制度の周知やメリットが浸透できず、計画目標を達成することは出来なかった。各種研修会や懇談会等でのPR不足を感じている。	関係機関や農業関係団体等との連携を強化し、女性が活躍できる環境づくりの促進と制度の周知活動が大きな課題である。	・家族経営協定 3戸/年 ・女性認定農業者 延べ10人	農業委員課
「参画促進」	平成27年農林業センサスによれば、市内の基幹的農業従事者数の約3割は女性が占めており、また、比較的女性が参画しやすいと思われる6次産業化の進展により、女性の役割の重要性が高まっています。これらを踏まえ、創業支援セミナー等への女性の参加を促すとともに、にいがた産業創造機構が行う補助制度や各種支援策の周知を図ります。	創業支援セミナーにおける女性受講者割合 H28:20.6%→H33:30.0%	・にいがた産業創造機構(NICO)のセミナーや出張相談、助成金制度の周知拡大 ・創業支援セミナー 参加者30人、内女性10人 (33%) ・創業個別相談会 参加者12人、内女性4人 (33%)	・にいがた産業創造機構(NICO)のセミナーや出張相談、助成金制度の周知 ・創業支援セミナーの開催(5回2クール) 参加者 28人 内女性8人(29%) ・創業個別相談会の開催(3回) 参加者 18人 内女性7人(39%)	C	・創業支援セミナー、個別相談会における女性の参加割合は概ね目標に達した。 ・創業支援セミナー参加者にNICOが実施する出張相談や助成金の周知ができた。	・創業者のニーズに合わせた創業セミナー内容の検討 ・創業希望者にセミナーや制度の情報をどのように周知するかが課題	・にいがた産業創造機構(NICO)のセミナーや出張相談、助成金制度の周知拡大 ・創業支援セミナー 参加者30人、内女性10人 (33%) ・創業個別相談会 参加者12人、内女性4人 (33%)	商工観光課		
⑥ 市政における男女共同参画の推進	22	「参画促進」	審議会等においては、審議会設置時や任期満了による改選時の人選の際に、女性委員の比率に配慮するよう各部署に働きかけを行いました。審議会等の委員に占める女性の割合は増加傾向にあるものの、女性を加えた多様な意思を方針決定に反映されるためには、さらなる登用拡大が必要です。今後も審議会等委員への女性の参画に関する数値目標を設け、女性委員の登用についての配慮や、女性委員がゼロの審議会を解消することに向けた働きかけを行います。	・行政委員会における女性の構成比率 9.8%(H28)→10.5%(H33) ・審議会等における女性の構成比率 24.9%(H28)→28.0%(H33)	・男女共同参画庁内推進会議の委員に向けて、取組と現状を文書により周知 ・女性登用状況調査において、文書で取組を周知 ・行政委員会における女性の構成比率 18.8%(H30実績)→現状維持(R元目標) ・審議会等における女性の構成比率 24.0%(H30実績)→25.0%(R元目標)	・審議会の女性登用拡大への配慮について、男女共同参画庁内推進会議に依頼(任命時及び女性登用状況調査時) ・行政委員会における女性の構成比率 (H30)18.8%→(R元)18.8% ・審議会等における女性の構成比率 (H30)24.0%→(R元)23.8%	A	庁内に向けた周知・依頼を行ったが、構成比率はほぼ横ばいであった。任期により比率が変化しにくい年度もあるため、任期満了時に配慮がなされるよう、継続して働きかけを行う必要がある。	積極的な配慮が行われるよう、各部署に対して、多様な考えを方針決定に反映させるといった、女性登用拡大の必要性の認識向上を図る必要がある。	・審議会の女性登用拡大への配慮について、男女共同参画庁内推進会議に依頼(任命時及び女性登用状況調査時) ・行政委員会における女性の構成比率 (R元)18.8%→(R2)現状維持 ・審議会等における女性の構成比率 (R元)23.8%→(R2)24.0%	企画政策課
		「参画促進」	市政懇談会については、年々参加者数が伸び悩み、若い人たちの参加が少ない状況であり、参加者や発言者は男性が多い傾向となっています。男女にかかわらず、市民の意見を市政に反映していく仕組みづくりを行っています。若い人や女性が興味を抱くテーマを取り上げるなどの工夫をし、男女問わず幅広い層の市民の参加により意見・提言しやすい機会の増加を目指します。また、一方的に市民が意見などを述べる場ではなく、行政と市民がそれぞれの立場で責任を持ちながら意見交換ができる場とします。	・来場者数の性別把握 ・市政懇談会への女性の増加	・昼間開催会場を図書館多目的室に設定することで、交通の便が良い、他の用務のついでに参加できる、といった利便性を高め参加を促す。 ・子育て世代の参加を促すため、「子育ての駅ほのほの」の内部で開催することで託児所の予約を不要とする。また、開催時間を午前中とし、小さいお子さんの昼寝時間に重ならないよう配慮する。	「図書館多目的室」と「子育ての駅ほのほの」で日中開催し、子育て世代の参加者からの意見を聞くことができた。	B	子育て世代の参加者からの意見を聞くことができた。	開催日数を今以上に増やすことは難しいことから、参加者数を増やすことが課題	・昼間開催会場を図書館多目的室に設定することで、交通の便が良い、他の用務のついでに参加できる、といった利便性を高め参加を促す。 ・子育て世代の参加を促すため、子育ての駅「ほのほの」の内部で開催することで託児所の予約を不要とする。また、開催時間を午前中とし、小さいお子さんの昼寝時間に重ならないよう配慮する。	秘書広報課
		「参画促進」	平成25年度より市政を身近に感じてもらい、若者が気軽に意見を言い合える場所づくりとして「若者まちづくり会議」を開催しています。今後もこれらの取組を活性化し、男女にかかわらず、市民の意見を市政に反映していく仕組みづくりを行います。市内においても、市民団体などによる自発的な活動が芽生えはじめています。様々な場面において、誰もが参加しやすい雰囲気づくりに努めるとともに、若い人や女性が興味を抱くテーマを取り上げるなどの工夫をし、男女問わず幅広い層の市民の参加により意見・提言しやすい機会の増加を目指します。	若者まちづくり会議への参加者の増加	特に女性参画を意識した取り組みは行わず、参加者における男女比率は概ね均衡していることから、これを今後も維持して行く。 ・「若者まちづくり会議」については、若者層の交流促進や市の魅力発信などをテーマに4回の開催を予定。 ・他団体や他組織との意見交換や交流を行い、活動の活性化を行う。	(1)コーヒーハウス風社交場 (男:2人、女3人) (2)学生農業体験 (男:4人、女:4人) (3)南魚沼産のPR (男:3人、女:5人)	C	・全体会としての若者まちづくり会議、キッズバージョンは行わなかったため、新たな提案や取組はなかった。 ・H30年度の若者まちづくり会議の提案から派生した3つのグループが目的別に活動した。 (1)コーヒーハウス風社交場 →定期的に市民同士が情報交換、交流する場を作ることを目的に活動 (2)学生農業体験 →学生に農業体験をしてもらい、農業の魅力、南魚沼産コシヒカリの魅力を感じてもらうことを目的に活動 (3)南魚沼産のPR →インスタグラムを利用して南魚沼のさまざまなものを紹介	・市役所職員が主体となっており、一般市民の参加が少ないため、現在のグループに一般市民から参加してもらうような活動が必要。 ・取組の目的について精査の必要がある(最終的な目標の設定など)。	・特に女性参画を意識した取り組みは行わず、参加者における男女比率は概ね均衡していることから、これを今後も維持していく。 ・今後は3つのグループの活動を中心に展開していく。	U & Iとときめき課

評価基準 A: 目標に沿った成果があり、このまま継続することが必要 B: 目標達成のため、活動の一部見直しを行いつつ継続すべき C: 本年度の活動では評価することが出来ないが継続必要 D: 事業実施の実績なし、事業実施の再検討(計画からの削除含む)

基本計画掲載項目			5年後の 具体的目標(指標)	R元年度計画(目標)	R元年度取組実績	R元 年度 評価	「R元年度評価」とした理由	今後の課題	R2年度計画(目標)	担当課	
基本 目標	重点 目標	施策の基 本的方向	第2次基本計画期間の取組状況と 第3次基本計画期間における課題と方向性								
Ⅲ 誰もが安心して健やかに暮らせるまちづくり	⑦ DVの防止・対策の推進	24 予防・啓発【DV】	これまで、ウェブサイトを活用してDVに関する理解と予防啓発、DV相談窓口の周知を図ってきました。DVによる被害は、引続き深刻な社会問題となっており、近年はSNSなどの広がりに伴い、これを利用した交際相手からの被害が一層多様化しています。また、生活の根拠を共にしない交際相手からの暴力(デートDV)など若年層の男女間における暴力も課題となっており、支援に当たっては、被害者の背景事情に十分配慮した、きめ細かい対応が必要となります。こうした状況を踏まえ、新しい形の暴力に対しても的確に対応したDVに関する理解と予防啓発及び相談窓口の周知を図ります。	現在DV防止法の対象外になっているデートDV(同居していない交際相手からの暴力で、中高生・大学生など若年カップルにも増加している)を含めた啓発活動の推進	人権擁護委員による小中学校等への人権教育と、人権講演会など市報を通して情報提供を行い、啓発活動を継続して行う。	A	人権教室 ・小学校10校、12回 テーマ:人権の花運動、相手の立場を考える、自分も相手も大切に、お互いの違いを認め合う...など ・中学校4校 一日人権擁護委員の日、講和	人権擁護委員による「人権教室」を市内小中学校で実施	・小中学校における人権擁護委員による「人権教室」の継続 ・市報・ウェブサイトなどによる講演会などの情報提供	・小中学校における人権擁護委員による「人権教室」の継続 ・小学校10校 ・中学校4校 ・市報・ウェブサイトなどによる講演会などの情報提供(随時)	市民課
			DV予防啓発活動の推進	ウェブサイトを活用してDVに関する理解と予防啓発、相談窓口の周知を図る	ウェブサイトを見て相談に繋がった人もいた。	A	ウェブサイトを活用してDVに関する理解と予防啓発、相談窓口の周知を図った。	引き続き、見やすいウェブサイトの運営に努める。	ウェブサイトを活用してDVに関する理解と予防啓発、相談窓口の周知を図る	子育て支援課	
			DV相談窓口お知らせカードやチラシを市役所の女性トイレに掲示し、周知を図ってきました。また、市の関係課と連携して情報の把握・共有をしており、相談体制が充実してきています。被害者からの相談に対応するための専門職(カウンセラー)を設置するなどの相談体制の充実が課題となっています。今後も随時相談可能な体制を保ち、関係する複数担当部署で情報を共有しながら、相談員のスキルアップと精神的負担の軽減を図っていきます。また、電話相談や窓口相談について個人情報や人権の尊重に配慮した相談しやすい体制整備に取り組みます。	SNSなどインターネット上のコミュニケーションツールの多様化による新しい形の暴力に対応した予防啓発と被害等の相談窓口の周知	・人権擁護委員による人権相談を継続的に実施する。 ・関係部署から情報を得ながら、潜在対象者への迅速な対応を行う。	・人権なんでも相談所9回 ・DV等相談支援件数:50~60件で推移 ・女性のための人権相談11/13	A	・人権擁護委員による人権相談を年間通して実施。市報、チラシ、ポスターで周知。 ・DV相談に対して、関係市区町村、関係部署と連携して情報の把握・共有に努め、被害者の負担を軽減	・関係部署からの情報収集により潜在対象者に対して支援制度を周知し、迅速な対応を行う(随時) ・人権擁護委員による人権相談の継続 ・人権なんでも相談所9回 ・女性のための人権相談1回	市民課	
	⑧ 虐待・暴力の防止・対策の推進	25 相談支援【DV】	相談窓口の周知 ・関係部署、関係機関等との連携強化	・市報11月1号に相談窓口の掲載 ・ポスター、チラシの掲示、配布 ・市役所や子育て支援機関、病院等に相談窓口案内カードを設置	・市報11月1号に相談窓口の掲載 ・ポスター、チラシの掲示、配布 ・市役所や子育て支援機関、病院等に相談窓口案内カードを設置	A	チラシやカードを配布、設置して相談機関・窓口の周知を図った。 関係機関と連携して相談者の支援にあたった。	DV相談対応の専門職の配置、対応職員の専門スキルアップ、職員の精神的負担の軽減	・市報11月1号に相談窓口の掲載 ・ポスター、チラシの掲示、配布 ・市役所や子育て支援機関、病院等に相談窓口案内カードを設置	子育て支援課	
			ウェブサイトを活用して児童虐待に関する知識と予防啓発、相談窓口等の周知を図っています。これまで、市報等による人権相談開催の周知や、市内の学校での「人権教室」の開催、家庭教育事業としてCAPワークショップ(子どもへの暴力防止プログラム)を実施するなど、きめ細かな啓発活動を実施してきました。今後も予防啓発活動を継続し、人権教育や学習機会の充実を図るとともに、電話相談窓口や南魚沼児童相談所の所在等を市民に広報し、周知に努めます。また、高齢者や障がい者への虐待についても認識を深め、市民及び関係者等への広報・啓発活動を進めます。	人権擁護委員が実施する人権相談や、市内の学校での「人権教室」など啓発活動の充実	広報誌やウェブサイトを活用して、予防啓発、相談窓口の周知を図る。 人権相談・・・9回	・人権教室 ・小学校10校、12回 テーマ:人権の花運動、相手の立場を考える、自分も相手も大切に、お互いの違いを認め合う...など ・中学校4校 一日人権擁護委員の日、講和 ・市報掲載 ・子どもの人権110番強化週間8/29~9/4 ・街頭啓発 ・まつり会場、イオン六日町店等	A	・人権擁護委員による「人権教室」を市内小中学校で実施	・小中学校における人権擁護委員による「人権教室」の継続 ・市報・ウェブサイトなどによる講演会などの情報提供	・小中学校における人権擁護委員による「人権教室」の継続 ・小学校10校 ・中学校4校 ・市報・ウェブサイトなどによる講演会などの情報提供(随時)	市民課
			関係部署、関係機関等との連携強化	・民生児童委員協議会会議 3回出席 ・要保護児童対策地域協議会代表者会議 1回開催	・要保護児童対策地域協議会代表者会議開催 ・保育園職員向け虐待対応研修会開催 ・民生委員児童委員協議会会議出席 等	A	関係機関との会議や研修開催をとおして、児童虐待に関する予防啓発と相談窓口の周知を図った。	関係部署、関係機関等との連携強化	・要保護児童対策地域協議会代表者会議開催 ・児童虐待対応研修会開催	子育て支援課	

評価基準 A: 目標に沿った成果があり、このまま継続することが必要 B: 目標達成のため、活動の一部見直しを行いつつ継続すべき C: 本年度の活動では評価することが出来ないが継続必要 D: 事業実施の実績なし、事業実施の再検討(計画からの削除含む)

基本計画掲載項目			5年後の 具体的目標(指標)	R元年度計画(目標)	R元年度取組実績	R元 年度 評価	「R元年度評価」とした理由	今後の課題	R2年度計画(目標)	担当 課
基本 目標	重点 目標	施策の基 本的方向	第2次基本計画期間の取組状況と 第3次基本計画期間における課題と方向性							
		26	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者相談窓口の相談件数の増加 509件(H28)→600件(H33) 理解促進・普及啓発のための研修回数 1回(H28)→6回(H33) 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との情報共有を図り、虐待の早期発見や防止に努める。 理解促進・普及啓発のための研修会開催3回 広報啓発活動 市報掲載。 	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者相談窓口の相談件数(記録のあるもの) (H29)528件→(H30)744件→(R元)571件 広報啓発活動 市報掲載(差別解消、虐待防止、障がい者相談員・自閉症啓発デー) 理解促進・普及啓発のための研修会の開催 5回 	A	<ul style="list-style-type: none"> 市窓口での相談件数は昨年度と比べ減少しているが、虐待相談件数の減少(H30:受付12件→H31:受付8件)と連動しているためと推察される。一昨年と比べると相談件数は増加しており、今後も虐待相談件数の増減の影響は受けると考えられるが、社会情勢や家庭環境の変化などにより全般に見て、増加傾向であると考えられる。相談業務を委託している相談支援センターみなみうおぬまの相談実績も同様。 市報を活用し啓発に努めた。 研修会も目標回数を開催できた。研修対象者も、民生委員、小学校、市職員、一般と多分野での実施ができています。またピアサポーターの力も活用し、研修の際にピアサポーターからの発表の時間を設けるなど、障がい理解が進むような研修の実施に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者に対する理解促進・普及啓発については継続して取り組む必要があり、研修などの開催による社会的障壁の除去に努める必要がある。市職員や関係者はもちろん、普段かかわりが少ない方々にも理解していただく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との情報共有を図り、相談体制の整備に努め、虐待の早期発見や防止を図る。 市報を活用した啓発活動を実施する。 支援者、地域住民等のための研修会を実施する。 理解促進普及啓発事業 5回/年 	福祉課
			<ul style="list-style-type: none"> 高齢者虐待の基本的な知識について住民周知 高齢者の介護や生活支援を知る機会の充実により、知識や技能がないことによる高齢者虐待を予防 	<ul style="list-style-type: none"> 一般住民に高齢者虐待の現状、相談窓口を周知する。 一般市民向けの市報掲載 認知症サポーター養成講座、ふれあいサロン、老人クラブ等でパンフレット配布 民生委員にパンフレット配布 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者虐待33件(65歳未満当事者除く) 一般市民向け高齢者虐待防止啓発パンフレット配布323枚(民生児童委員への配布を含む) 市報みなみうおぬまにて高齢者見守り月間(2月)にあわせて高齢者虐待防止のための早期発見相談窓口を掲載 	B	<ul style="list-style-type: none"> 市報にて高齢者虐待防止のための窓口を掲載し広報できた。また、高齢者虐待防止パンフレットを配布した。 	<ul style="list-style-type: none"> 相談通報件数は年によって変化があるが微減している。 潜在化している高齢者虐待に気づく、気になることを安心して発信できる「見守りのつながり」が住民同士の中に育っていく必要がある。特に認知症ケアの困難さへの理解、認知症への理解と関連付けた取組の継続が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 一般市民向け高齢者虐待防止啓発活動の実施 認知症サポーター養成講座(大人向け)、ふれあいサロン、老人クラブ、筋力づくり教室などの地域活動参加の機会を活用する。 民生児童委員への見守り、相談のつなぎを依頼 認知症対応事業とタイアップして「人の権利がまもられる暮らし」について自分事として考える普及啓発を行う。 	介護保険課
		相談支援【DV】	<ul style="list-style-type: none"> 市の関係課や関係機関と連携し、情報の把握・共有しており、相談体制が充実してきています。今後も担当する複数部署で情報を共有しあい、相談に対応する職員のさらなるスキルアップや、被害者の精神的負担の軽減を図る必要があります。 児童虐待については、より一層の専門的支援が必要となり、相談対応専門職員の適正配置、スキルアップが必要です。個別ケースと接する機会の多い職種を対象とした早期発見・早期対応の啓発を図る研修の実施、医療機関との連携強化など、要保護・要支援児童へのきめ細かな取組を進めます。 高齢者虐待等は虐待が疑われるサインを見逃さないために、民生委員・児童委員や介護サービス提供者等に対して継続した研修を行うとともに、関係機関との連携を強化します。 また、電話相談や窓口相談について個人情報や人権の尊重に配慮した相談しやすい体制整備に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> 市関係課の他、人権擁護委員、各種相談窓口の充実と周知 人権擁護委員による人権相談を継続的に実施する。また、弁護士や司法書士の法律相談など市報に掲載して周知する。 児童虐待、高齢者虐待など、関係部署から情報を得ながら潜在対象者への迅速な対応を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 人権なんでも相談所9回 女性のための人権相談11/13 司法書士による無料法律相談10/1～10/7 法の日くらしの無料法律相談10/3 	A	<ul style="list-style-type: none"> 人権擁護委員による人権相談を年間通して実施 市報、チラシ、ポスターで周知 市関係者や関係機関と連携し、相談体制の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 関係課や関係機関からの情報収集により潜在対象者に対して支援制度を周知し、迅速な対応を行う 人権擁護委員による人権相談の継続 	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待、高齢者虐待など、関係部署から情報を得ながら潜在対象者への迅速な対応を行う(随時) 人権擁護委員による人権相談の継続 人権なんでも相談所9回 弁護士や司法書士の法律相談など市報に掲載して周知(随時) 	市民課
		27	<ul style="list-style-type: none"> 相談に対応する専門員のスキルアップ 研修の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 相談者と信頼関係が築けるよう、相談者に寄り添った相談を行う。 児童虐待の困難ケースに対しては多機関で情報共有し課題を見つけ支援につなげていく。 DV支援については相談者の安全を確保できる支援を検討しながら、自立して生活できるよう関係機関と協同して支援していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待の困難ケースに対しては多機関で情報共有し適時支援を行った。 DV支援については相談者の安全を確保しながら、自立して生活できるよう関係機関と連携・協働した。 	A	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携して相談者の支援を実施した。 対応する職員の専門性を高めるため、専門研修に参加した。 	<ul style="list-style-type: none"> 相談体制の強化と専門職員の配置 	<ul style="list-style-type: none"> 相談者と信頼関係が築けるよう、相談者に寄り添った相談を行う。 児童虐待の困難ケースに対しては多機関で情報共有し課題を見つけ支援につなげていく。 DV支援については相談者の安全を確保できる支援を検討しながら、自立して生活できるよう関係機関と協同して支援していく。 	子育て支援課
			<ul style="list-style-type: none"> 民生委員児童委員に対する虐待に関する研修の継続実施 「相談支援センターみなみうおぬま」及び「福祉サービス提供事業者」等との一層の連携 権利擁護部会による福祉サービス提供事業者向け研修会の開催回数の増加 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との情報共有を図り、虐待の早期発見や防止に努める。 理解促進・普及啓発のための研修会開催3回 広報啓発活動 市報掲載。 	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員に虐待に関する研修を「相談支援センターみなみうおぬま」と連携し開催した。 自立支援協議会スキルアップ研修にて地域事業所職員を対象に3回研修を実施した。うち1回は虐待についての研修とした。 	A	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員に、障がい者に関する研修を「相談支援センターみなみうおぬま」と連携し開催し、地域の相談支援体制が強化できるような研修を実施した。 自立支援協議会スキルアップ研修を実施し地域の事業者の相談支援スキルが強化できるよう努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き地域の相談支援にあたる支援者のスキルアップを目指す必要がある。 継続的に力をつけていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との情報共有を図り、相談体制の整備に努め、虐待の早期発見や防止を図る。 市報を活用した啓発活動を実施する。 支援者、地域住民等のための研修会を実施する。 理解促進普及啓発事業 5回/年 	福祉課

評価基準 A:目標に沿った成果があり、このまま継続することが必要 B:目標達成のため、活動の一部見直しを行いつつ継続すべき C:本年度の活動では評価することが出来ないが継続必要 D:事業実施の実績なし、事業実施の再検討(計画からの削除含む)

基本計画掲載項目			5年後の 具体的目標(指標)	R元年度計画(目標)	R元年度取組実績	R元 年度 評価	「R元年度評価」とした理由	今後の課題	R2年度計画(目標)	担当課	
基本 目標	重点 目標	施策の基 本的方向	第2次基本計画期間の取組状況と 第3次基本計画期間における課題と方向性								
			高齢者虐待の関係機関・関係者との連携の充実	虐待等の発見者となる可能性の高い事業所、民生委員等が早い段階から相談機関に情報をつながられる環境の整備 ・高齢者虐待対応の資質向上 研修会1回 ・庁内関係職員への虐待対応学習会 ・マニュアルの見直し	・研修会の実施 安心づくり、安全探しアプローチによる虐待事例支援困難事例への対応を高める研修会(対象者:市内居宅介護支援事業所 参加者数:40人) ・介護保険課内職員向け研修会(参加者数:6人) ・アドバイザーを招いた虐待対応に関する評価会議の開催(3事例実施)	B	居宅介護支援事業所向け研修会、介護保険課内研修会、虐待対応の評価会議を開催した。	・高齢者の支援をする機関が連携して介護や人間関係へのつまづきに早期に気づき、適切な支援をチームで提供できる支援者間の連携と対応スキルの向上が求められる。 ・虐待の実態を知ったうえで、特に認知症ケアへの対応に各支援者が取り組み、不適切ケアの段階から課題を解消していく必要がある。 ・高齢者虐待に至るには様々な要因が複合的に関連している。この地域の特徴としてアルコール関連があげられる。保健・医療・福祉・介護・経済困難など様々な分野が連携した統合的支援が求められる。	・R元年度に引き続き「安心づくり・安心さがしアプローチ」の考えにもとづく認知症ケアの対応力を高める研修の実施 ・介護保険課新人職員への高齢者虐待対応研修 ・養介護施設事業者等による高齢者虐待防止に向けた介護サービス事業所への啓発 ・虐待対応マニュアルの見直し	介護保険課	
⑨ ハラスメントやいじめの防止・対策の推進	28	予防・啓発【DV】	人権意識を高め、差別や偏見のない男女がともに支え合う地域社会の構築を図るため、あらゆる機会を捉えた啓発が必要です。このため、主たる公共機関においてリーフレットの配布、ポスターの掲示等を行っています。今後も広報活動による啓発の継続や人権意識の啓発に努め、被害者がひとりでの悩みや苦しみを抱え込まないよう、ハラスメントやいじめの防止に向けた啓発活動に取り組みます。	チラシ配布等の啓発回数の増加	学校、保育園等を訪問し予防啓発を図る。 学校・保育園訪問 50回	学校、保育園訪問 50回	A	学校及び保育園訪問を実施し、予防啓発を図った。	引き続き学校及び保育園訪問を実施し、予防啓発を図る。	市内小中学校、総合支援学校及び保育園認定こども園を訪問し、児童虐待の予防啓発を図る。	子育て支援課
			いじめを防止するための啓発活動の実施 ・道徳の時間や特別活動などによるいじめに関する教育の推進	いじめを防止するための啓発活動の実施 ・道徳の時間や特別活動などによるいじめに関する教育の推進 ・スマートフォン等の学校持ち込みに関しては、文部科学省の動向を見ながら対応を検討する。	いじめの認知件数 軽微なものも形状すべきという指導があり、増加している (H30)111件→(R元)175件 ・不登校(30日以上) (H30)78人→(R元)71人	・各学校においては、いじめ防止の啓発活動を継続して実施した。 ・道徳の時間や特別活動などでいじめに関する教育を推進した。	A	SNSを利用したいじめなどについて、家庭と連携した取組が必要となっている。	いじめを防止するための啓発活動の実施 ・道徳の時間や特別活動などによるいじめに関する教育の推進	学校教育課	
	相談支援【DV】	市の関係部署と連携し、情報の把握・共有をしており、相談体制が充実してきています。今後も複数担当で情報を共有しあい、相談に対応する職員のさらなるスキルアップや精神的負担の軽減を図る必要があります。各学校では、これまで以上に一人ひとりの児童生徒に対するきめ細かい観察及びアンケート調査等による実態把握に努め、組織的にいじめなどの早期発見・早期解決を図ります。	・市内小中学校、学童保育などでの人権啓発の充実 ・広報誌等による相談窓口や子ども110番の周知充実	・人権擁護委員による啓発活動と、県、小中学校と連携しながら啓発活動を継続して行う。 ・広報誌等を活用して、子どもの人権110番など相談窓口の周知充実を図る。	・啓発活動 ・保育園訪問パネルシアター ・小学校人権教室10校、12回 ・中学生一日人権擁護委員 ・中学生人権作文コンテスト(10校580編応募) ・市報掲載 ・子どもの人権110番強化週間8/29～9/4	A	人権擁護委員による啓発活動や、県市職員も参加しての市内の小中学校での様々な啓発活動を実施	法務局、人権擁護委員、県、小中学校と連携しながら啓発活動を継続	・法務局、人権擁護委員、県、小中学校と連携しながら啓発活動を継続 ・保育園訪問パネルシアター ・小学校人権教室10校 ・中学生一日人権擁護委員 ・中学生人権作文コンテスト ・市報掲載 ・子どもの人権110番強化週間	市民課	
29		相談を受ける担当者の研修回数の増加	専門員研修に参加しスキルアップを図る。 研修会参加 10回	要保護児童対策地域協議会調整担当研修6回参加	A	相談対応職員が専門研修に参加しスキルアップを図った。	相談体制の強化と専門職員の配置	相談対応職員が専門研修に参加しスキルアップを図る。	子育て支援課		
			いじめの早期発見と、相談支援体制の充実	スクールソーシャルワーカーの勤務日を、150日/年に増やす予定。これによる実績を精査しながら、毎日勤務に向けて検討を重ねる。	教育相談担当指導主事やスクールソーシャルワーカーを中心とし、関係機関によるチーム支援を実施	B	・校長会などを通じて相談体制の周知を図り、教育相談担当指導主事やスクールソーシャルワーカーによる相談支援の充実を図った。 ・各学校ではいじめに対する第一窓口を明確化し、初期段階での適切な指導を心掛けた。	スクールソーシャルワーカーの勤務日が150日/年程度であるため、数多くの事案に対応しきれない面がある。将来的には、毎日勤務できるような環境整備が必要。	教育相談及び支援体制を充実させることにより、関係機関と連携した相談支援を実施する。	学校教育課	

評価基準 A: 目標に沿った成果があり、このまま継続することが必要 B: 目標達成のため、活動の一部見直しを行いつつ継続すべき C: 本年度の活動では評価することが出来ないが継続必要 D: 事業実施の実績なし、事業実施の再検討(計画からの削除含む)

基本計画掲載項目			5年後の 具体的目標(指標)	R元年度計画(目標)	R元年度取組実績	R元 年度 評価	「R元年度評価」とした理由	今後の課題	R2年度計画(目標)	担当課	
基本 目標	重点 目標	施策の基 本的方向	第2次基本計画期間の取組状況と 第3次基本計画期間における課題と方向性	情報共有体制の充実	被害者の居住地の自治体関係部署との連携を図る。 ・現在支援している者については、全庁体制で情報保護に努める。	担当者会議への出席、職員のスキルアップ、関係部署との連携強化と情報共有	A	被害者の居住地の自治体関係部署と連携して支援 ・住所情報が流出しないように関係部署に周知	住所等、個人情報の流出防止、管理に細心の注意	被害者の居住地自治体関係部署との連携(随時) ・現在支援者に対して全庁体制で情報保護(随時)	市民課
			情報共有体制の充実	・転入転出等他自治体へ相談者が異動した場合、迅速に情報連携を行い支援の切れ目を生じさせない。 ・窓口での会話などから虐待や暴力を受けている可能性があれば、すぐに関係部署に連絡するよう、今後も職員のスキルアップと体制づくりを行います。	・自治体間の情報連携は、対象者の異動があつてから二週間以内に実施した。 ・虐待対応及び支援のため各部署との情報共有が適時実施された。	・転入転出等他自治体へ相談者が異動した場合、支援の切れ目を生じさせないよう迅速に自治体間で情報連携を行った。 ・虐待やDVが疑われる情報をキャッチした各部署の職員から通告や情報提供が行われた。	A	情報共有体制の充実と守秘義務の徹底	・転入転出等他自治体へ相談者が異動した場合、支援の切れ目を生じさせないよう迅速に自治体間で情報連携を実施する。 ・虐待対応及び支援のため各部署との情報共有を適時実施する。	子育て支援課	
			学校現場におけるいじめや人権侵害等の問題行動については「いじめ問題対策連絡協議会」等を活用し、原因を検証し、専門機関の協力を得ながら必要な措置を講じます。また、市いじめ防止基本方針及び各学校のいじめ防止基本方針に従って具体的に取り組むとともに、関係機関との連携を強化します。	「いじめ問題対策連絡協議会」等の継続的開催と専門機関との協力・支援体制の充実	南魚沼市いじめ問題対策協議会を定期的開催する。	南魚沼市いじめ問題対策協議会委員を13人から14人に増員	A	いじめ問題対策連絡協議会を8/7に開催。子ども・若者育成支援センターの指導主事が新たに加わり、より広い分野の支援・協力体制が整った。	重大事案が発生したときの、適切な会議の開催と事案への迅速な対応が必要である。	引続き、南魚沼市いじめ問題対策協議会を定期的開催していく。	学校教育課
			・学校などの依頼により、教育相談を実施 ・関係機関との情報共有を行い、連携体制を強化	・教育相談体制のわかりやすい周知 学校の管理職や担当者を集めた説明会の実施 市内全児童・生徒の保護者へのチラシの配布 市報での相談窓口の掲載 ・子若センター指導主事の配置による連携体制の強化	R2年度子ども・若者育成支援センター事業計画の策定	・学校の管理職や担当者などを対象に行った特別支援教育・教育相談支援に関する説明会で教育支援担当が教育相談の流れについて説明 ・市内全児童・生徒の保護者へのチラシの配布や市報での相談窓口の掲載 ・教育委員会教育相談等に関する学校訪問に子若センター指導主事が同行	B	・当センターの役割や相談支援内容の明確化	・相談体制のわかりやすい周知 学校の管理職や担当者への説明会 市内全児童・生徒の保護者へチラシの配布 市報での相談窓口の掲載 ・学校や学校教育課などの関係機関との連携強化 学校訪問や子ども・若者支援地域協議会など会議での関係機関への説明	子ども・若者支援課	
			社会福祉協議会や民生委員・児童委員の活動を通じて地域や市民への啓発を行い、地域の予防力の向上を図ります。	民生委員児童委員に対する虐待に関する研修の継続実施	・今年12月に民生委員の一斉改選があり、新規の委員が就任する。引き続き、各地区民児協の定例会において虐待に関する研修の実施を継続し、新任民生委員児童委員の知識向上を図る。 ・虐待に関する研修会 3回	・新任民生委員・児童委員 新潟県研修会 市福祉保健部内業務内容研修の参加 大和地区民児協 16名 六日町地区民児協 26名 塩沢地区民児協 24名 計 66名/142名中 ・児童虐待防止研修会【開催中止】	C	各地区民児協定例会での虐待研修や県民生委員協議会主催の虐待に関する研修参加を計画していたが、台風19号豪雨災害や新型コロナウイルス感染拡大防止の為に、各種研修会(虐待防止研修会、児童虐待防止研修会)が開催中止となり令和元年度は受講できなかった。	民生委員・児童委員が担う、地域福祉向上と相談機関へのつなぎ役として資質向上を目指し、高齢者虐待、児童虐待に対する適切な対応を理解し、相談などの対応が出来るように、研修の計画、啓発に取り組む。	・昨年12月の民生委員改選により、新規の委員への虐待に関する研修の実施を継続し、新任民生委員児童委員の知識向上を図る。 前年度末から新型コロナの関係による研修会の中止、延期など対応しているが、定例会での研修予定についても未定となっている。 状況確認を行い、研修受講に努める。 ・虐待に関する研修会 3回予定	福祉課
訪問などで家庭に接する機会の多い介護サービス提供者など被害者を取り巻く関係機関と連携・協力し、迅速で適切な対応を図り、被害者の安全確保と自立支援の充実に努めます。	情報共有体制の充実	高齢者虐待対応状況の実態報告会	南魚沼市における高齢者虐待対応状況報告の実施(対象者:市内介護サービス事業所)	B	高齢者虐待状況報告を開催した。	高齢者虐待に至るには様々な要因が複合的に関連している。この地域の特徴としてアルコール関連があげられる。保健・医療・福祉・介護・経済困難など様々な分野が連携した統合的支援が求められる。	高齢者虐待対応状況の報告会	介護保険課			
防 災 ・ 災 害 対 策 へ の 女 性 の 参 画	31	進織女の性設を立含む育成促進組	消防団女性隊が発足し、応急手当講習や防火啓発、ポンプ操法など多くの活動を行っています。中学生を対象とした「防災スクール」では女性消防団員も指導者の一員として活躍しています。 しかし、市民に対する女性消防団員の認知度がまだ低いこと、大規模災害発生時の組織的な役割分担が確立されていないことなどが課題となっています。 今後、現在実施している活動の継続と内容の充実に向けて、体制整備を図っていきます。	・女性消防隊の役割分担の充実 ・女性消防隊の確保(各方面隊毎)	女性隊消防隊の活動PRを継続して行い、認知度の向上をはかる。今年度開催の全国女性消防隊ポンプ操法大会での上位入賞を目標とし規律及び技術の向上を継続する。	市ウェブサイト及び女性消防隊SNSサイト(Facebook)への掲載で活動実績をPRした。 目標としていた全国大会での上位入賞は達成できなかったが、ポンプ操法訓練を通じ規律及び技術の向上が見られた。	A	目標としていた各項目を概ね達成できた。 今後も活動をPRすることは継続していくが、消防本部からの提案だけでなく、女性消防隊の自主的な活動も必要である。活動内容の充実を図るうえで世代交代も考えていく必要がある。	女性消防隊の活動PRを継続して行い、認知度の向上と新入団員の加入促進を行う。	消防本部	
		画防拡災大・災害対策における女性の参画	防災会議の委員に女性が加わり、男女共同参画の視点に立ち、地域防災計画の修正を行いました。しかし、避難所運営などの各種マニュアルの作成が遅れている状況です。 今後、女性の視点を反映し、マニュアル等の充実を図るとともに、備蓄物資など実働面で女性に配慮した体制構築を図ります。	防災会議の女性委員の増加	・男女共同参画の視点に立った避難所運営マニュアルの検証をさらに進める。 ・防災会議の女性委員の人選について、平成32年度の委嘱に備えて人選のやり方を再検討する。	・指定避難所運営マニュアルに女性の視点を反映した避難所スペースのレイアウトモデルを示した。 ・防災会議の女性委員の人選について検討したが成果が出なかった。	C	・指定避難所運営マニュアルに女性の視点を反映したレイアウトのための間仕切り等の不足 ・防災会議の女性委員の増加	・避難所等での女性の視点を反映したレイアウトのための間仕切り等の備蓄を増やす。 ・防災会議の女性委員の増加のため人選等の手法を検討する。	総務課	
	32	消防団女性隊の発足により、市の防災体制及び地域防災力の観点から、女性の参画が進んでいます。	各方面隊毎の予防活動充実化	・防火パトロールや各種イベントに参加し予防広報活動を継続して行う。 ・各保育園に幼児防災教育をPRし、前年より実施回数を増やす。	幼児防災教育及び高齢者防火訪問については、前年度より実施回数減となった。 防火パトロール (H30)8回→(R元)8回 幼児防災教育(H30)2回→(R元)0回 高齢者防火訪問(H30)16件→(R元)0件	B	防火パトロール及び各種イベントでの予防広報活動は概ね目標達成できたが、幼児防災教育と高齢者防火訪問については、目標達成できなかった。	活動件数が年々減少しているため、継続して行くためにも活動内容等の見直しが必要である。	・防火パトロールや各種イベントに参加し予防広報活動を継続して行う。 ・各保育園に幼児防災教育をPRし、前年より実施回数を増やす。	消防本部	

評価基準 A: 目標に沿った成果があり、このまま継続することが必要 B: 目標達成のため、活動の一部見直しを行いつつ継続すべき C: 本年度の活動では評価することが出来ないが継続必要 D: 事業実施の実績なし、事業実施の再検討(計画からの削除含む)

基本計画掲載項目			5年後の 具体的目標(指標)	R元年度計画(目標)	R元年度取組実績	R元 年度 評価	「R元年度評価」とした理由	今後の課題	R2年度計画(目標)	担当課	
基本 目標	重点 目標	⑫ 支援性差を踏まえた生涯にわたる健康の維持・増進対策の	第2次基本計画期間の取組状況と第3次基本計画期間における課題と方向性	・男性の健康推進員の増加(2年任期・H29年度15% 次回H31年度改選) ・推進員が研修をきっかけに①自分にできること、②家族に対してできること、③地域に対してできることのいずれかの行動ができるように取り組む。(研修会アンケート:H28年度いづれかの行動ができそうとの回答80%、地区活動報告による把握) ・健康推進員や食生活改善推進員、筋力づくりサポーター等の地区組織や地域づくり協議会等と協働し生活習慣病の予防や改善、基礎健診・がん検診受診者数の増加に取り組む。	・H31年度からの第7期健康推進員が市の健康課題を踏まえ、子育てに関すること、メンタルヘルスや生活習慣病予防、介護予防等について学習し、健康に対する関心を高め、任期2年目(R2年度)の地区活動につなげられるようにする。 ・特に男性の健康意識を向上させるため男性参加者の多い地域づくり協議会等と連携を図る。 ・基礎健診、がん検診受診者数の維持。	A	・R元年度健康推進員改選ではおおむね全行政区からの選出があり男性の選出も多かった。 ・健康推進員の活動の意義を学び、地区組織と連携を行い地域のニーズに応じた健康に関する学習をしていくことを学ぶ機会をもてた。 ・基礎健診、がん検診受診者数は、減少したのもあるがほぼ横ばいであった。	行政区や地域づくり協議会等との連携により、今後も特に男性から健康に関して関心をもってもらえるような工夫が必要である。	・第7期健康推進員の2年目活動年となるため市の健康課題を踏まえ、歯科保健、メンタルヘルスや運動を含めた生活習慣病予防等について学習し、健康に対する関心を高め、地区活動につなげられるようにする。 ・特に男性の健康意識を向上させるため男性参加者の多い地域づくり協議会等と連携を図る。 ・基礎健診、がん検診受診者数の維持	保健課	
		⑬ 多文化共生の推進	外国人が安心して暮らせるまちづくり	外国人向けに市の魅力や政策を分かりやすく伝えるため、新たに市勢要覧などを作成する際は、表記内容の概要の英訳文などを掲載する。 幼いうちから食や生活習慣、文化の相互理解を高める取組を進め、日常会話が可能なる人材を育成する。 ・日本語交流教室の受講者数の増加 ・スタッフの確保、増員、育成	令和3年3月からの新CMSを選定するに当たり、翻訳機能の向上などを検討する。 ・国際大学と「インターナショナル・フェスティバル」を共催 ・市報及び学校教育課と連携した「インターナショナル・フェスティバル」周知	さまざまなウェブサイトの翻訳について、検討を行った。 ・国際大学と「インターナショナル・フェスティバル」を共催(H31.4.27) ・市報及び学校教育課と連携して小学生を対象とした「インターナショナル・フェスティバル」周知	C	さまざまなウェブサイトの翻訳について、検討を行ったが、導入には至っていないため。	多くの言語に対応するためには、費用も大きくなることから、何か国語対応とするのか、判断が難しい。	新CMSの導入時期に限らず、ウェブサイトの翻訳機能付加について検討する。	秘書広報課
		⑭ 暮らしやすい環境整備	進い高齢共者施設・障がい者機関が利用しやすい	これまで、高齢者や障がい者等が利用しやすい公共施設の整備促進を目標に、自転車歩行者道の整備と六日町地区の電線共同溝の整備要望を関係機関に対して行ってきました。今後も引き続き高齢者、障がい者等が利用しやすい公共施設の整備促進を目指し、関係機関に対して働きかけていきます。交通機関について、南魚沼市公共交通協議会を立ち上げ、交通手段を持たない高齢者等の日常の足を確保し、交通空白地域を解消するため、市民バス運行を実施しています。PDCAサイクルによる見直しを行いながら、使いやすく、効果的、効率的な市民バスを運行し、公共交通ネットワークの構築を目指します。	・国土交通省による自転車歩行者道の未整備区間の整備事業化、六日町地区の電線共同溝化の推進 ・利用しやすく、効果的、効率的な市民バスの運行による公共交通体系の維持	・国道17号歩道の整備事業の推進要望を行う。 ・市民バス運行に関するニーズを把握し、バス停位置等の見直し検討を行う。	支援していた家族が帰国した影響もあり大和教室は参加者が少なく9月は1か月休講、またコロナウイルスの影響で六日町、大和両教室とも2月以降休講状態が続き、受講者、スタッフともに思うような支援ができない1年であったが、逆にマンツーマンの指導ができた、個人に対して日本に暮らす上での学校制度や働くために必要なことについて細かく説明することができたという利点もあった。 教室開催回数 (H30) 104回→(R元) 88回 参加者延べ人数 (H30) 395人→(R元) 357人 支援者延べ人数 (H30) 337人→(R元) 360人	A	南北魚沼地域で外国人への日本語教育を通して日本で生活全般にわたる支援を行う団体は、「日本語交流ひろば」のみという自負のもと、家族単位でのつながりもあり、幼児、青少年から成人層へ幅広い年齢層の外国人への支援を行っている。	日本語教室への参加登録者は多いが、登録後ほとんど参加しない人もいる。参加者が日本語を習い生活していく上で、この教室にきたいと思われるよう常に努力が求められている。また日本語教室を継続していくためには、指導者確保と受講者の要望に応えるためのスキルの向上を図る必要が常にある。	定住自立圏構想の一環として引き続き、魚沼市、湯沢町からの参加希望者を募るとともに、指導するスタッフに対し運営面での協力を図る。またスタッフ研修会の実施、新たなスタッフの発掘についての協力にも努める。 R2年度教室開催予定回数 90回(コロナウイルスによる休講分を加味) 新たなスタッフの発掘 目標2名
⑭ 暮らしやすい環境整備	進い高齢共者施設・障がい者機関が利用しやすい	これまで、高齢者や障がい者等が利用しやすい公共施設の整備促進を目標に、自転車歩行者道の整備と六日町地区の電線共同溝の整備要望を関係機関に対して行ってきました。今後も引き続き高齢者、障がい者等が利用しやすい公共施設の整備促進を目指し、関係機関に対して働きかけていきます。交通機関について、南魚沼市公共交通協議会を立ち上げ、交通手段を持たない高齢者等の日常の足を確保し、交通空白地域を解消するため、市民バス運行を実施しています。PDCAサイクルによる見直しを行いながら、使いやすく、効果的、効率的な市民バスを運行し、公共交通ネットワークの構築を目指します。	・国土交通省による自転車歩行者道の未整備区間の整備事業化、六日町地区の電線共同溝化の推進 ・利用しやすく、効果的、効率的な市民バスの運行による公共交通体系の維持	・国道17号歩道の整備事業の推進要望を行う。 ・市民バス運行に関するニーズを把握し、バス停位置等の見直し検討を行う。	・直轄国道事業として、国道17号六日町電線共同溝事業(歩道整備含む)及び国道17号上一日市地区歩道整備事業が開始された。 ・平成31年4月1日から、市民バスの一部区間で、バス停以外の場所で自由に降りることができる「フリー降車制度」を開始した。	A	・国土交通省に対し、国道17号の歩道未整備区間の歩道設置要望を行い、一部歩道の整備事業が開始された。 ・市民バスのフリー降車区間を設定し、運用を開始した。	・直轄国道事業の推進に向けて、事業推進要望を継続し、必要に応じ追加要望を実施する。 ・市民バスの運行について、必要な見直しを実施する。	・国道17号の歩道整備事業の推進要望を行う。 ・市民バス運行に関する市民ニーズを把握し、バス停の位置や運行路線の見直しを検討する。	都市計画課	

評価基準 A:目標に沿った成果があり、このまま継続することが必要 B:目標達成のため、活動の一部見直しを行いつつ継続すべき C:本年度の活動では評価することが出来ないが継続必要 D:事業実施の実績なし、事業実施の再検討(計画からの削除含む)

基本計画掲載項目			5年後の 具体的目標(指標)	R元年度計画(目標)	R元年度取組実績	R元 年度 評価	「R元年度評価」とした理由	今後の課題	R2年度計画(目標)	担当課	
基本 目標	重点 目標	施策の基 本的方向	第2次基本計画期間の取組状況と 第3次基本計画期間における課題と方向性								
IV 男女共同参画に取り組み組織づくり	⑮ 推進体制の整備	36 の男女 共同参 画と評 価基本 計画	計画の進捗状況等について、毎年度施策や事業の達成状況や事業効果について評価を行い、改善事項を次年度以降の取組に反映し、その内容をウェブサイト上で公表することにより、計画の効果的な推進とその周知に向けて取り組んできました。しかし、評価した内容を次年度の取組へ効果的に反映させる工夫がなされず、毎年同じ取組内容となってしまう施策もありました。そのため、定期的な評価や次年度の取組内容のチェックを強化し、効果的に事業が推進されるよう取り組みます。	計画の進捗状況等について、年度ごとに施策や事業の達成状況及び事業効果について評価を行い、改善事項を次年度以降の取組に反映。ウェブサイト上で評価内容を公表し市民への周知を図る。	評価と目標について、担当部署の報告に対して、企画政策課で十分な確認を行い、効果的に事業が推進されるよう取り組む。	A	担当部署の報告について、評価や取組内容の確認修正を実施し、男女共同参画週間に合わせ、市ウェブサイトで公表	各分野における取組結果とそこから見える課題が翌年度の目標に反映されたものとなるようチェックを行い、効果的な事業の推進を図った。	市民への周知にあたり、分かりやすい資料とする必要がある。	各分野で行う評価や目標の設定が、適切に行われるようチェック様式を改善するとともに、市民にとって分かりやすい資料で公表して周知を図る。	企画政策課
			37 連関係 保による 事業及び 地域や学 校との	市民会議や公益財団法人新潟県女性財団との共催による講演会の実施や、市民会議の主催による講演会や研修会の開催により、市内の地域づくり団体や学校、企業と連携を図っています。これまで、市民の参加は多くないのが現状ですが、今後も引き続き、身近な問題として興味を持てるテーマの設定や周知方法などを検討し研修を実施するなど、多くの参加が得られるような事業の展開を図ります。県及び市内の関係団体や関係機関と連携し、情報交換や、個人情報に配慮したうえで必要な情報の提供を行うなど、協力体制を強化します。	市民会議等の主催または市との共催による講演会や研修会の開催の増加	公益財団法人新潟県女性財団と男女共同参画地域セミナーを共催 1回以上	(公財)新潟県女性財団と男女共同参画地域セミナー「イライラと上手につきあうコツ～家庭・地域・職場でつかる怒りのトリセツ～」を共催(11/14)	A	関係機関と連携した取組を実施した。	身近な問題として興味を持てるテーマの設定など、多くの参加が得られるような事業の展開を図る必要がある。	(公財)新潟県女性財団と男女共同参画地域セミナーを共催
	⑯ 市役所におけるワーク・ライフ・バランスと女性活躍の推進	38 女性職 員の採 用・登 用	女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行いました。女性職員の活躍を推進するため、市長部局等における係長・課長級への積極的な登用を進めることとしました。しかし、管理職への登用はまだ低い率にあります。また、固定的性別役割分担の意識があるため、職種や業務によって性別が偏っている部署もあります。そのため、能力による昇進の方針のもと、女性の登用を促進し、男女を問わない労働環境の整備を進めていくことが必要です。女性管理職への積極的な登用を進めることで、市政における政策決定への女性の参画が図られ、女性が個性と能力を発揮できる職場環境づくりを図ります。	・係長相当職(公安・医療職除く)における女性職員の比率 19.5%(H28)→35.0%(H33) ・管理職相当職(公安・医療職除く)における女性職員の比率 7.9%(H28)→10.0%(H33)	・女性職員の市長部局等における係長・課長級への積極的な登用を推進する。 ・係長相当職(公安・医療職除く)における女性職員の比率 21.4%以上 ・管理職相当職(公安・医療職除く)における女性職員の比率 8.0%以上	・係長相当職(公安・医療職除く)における女性職員の比率 (H30)21.0%→(R元)28.9%(24人/83人) ・係長相当職(公安・医療職除く)における女性職員の比率 21.4%以上 ・管理職相当職(公安・医療職除く)における女性職員の比率※部長含む (H30)8.0%→(R元)6.0%(3人/50人)	B	・女性職員の係長への積極的な登用を推進し、H30数値よりは上回ることができた。 ・女性職員の管理職の比率はH30より数値が下がった。	引き続き、能力による昇進の方針にともなう、女性の登用を促進し、男女を問わない労働環境の整備を進めていくことが必要である。	・女性職員の市長部局等における係長・課長級への積極的な登用を推進する。 ・係長相当職(公安・医療職除く)における女性職員の比率 28.0%以上 ・管理職相当職(公安・医療職除く)における女性職員の比率 6.0%以上	総務課
			39 研修女 共実施 共同参 画に関 する	研修の機会を多く設けるとともに、テーマを職員自らが決める自主研修制度に取り組みました。女性職員の専門研修への自主的な参加も増加の傾向にあり、各自でスキルアップに取り組む姿勢が表れてきています。また、平成28年度からは、女性職員のみを対象とする研修への派遣を始めています。しかし、男女共同参画に関する研修については、開催回数、関心度は高いとは言えない状況にあります。男女共同参画のテーマに限らず、女性職員対象の研修の開催、派遣を行い、職業生活に必要な資格や技術の習得へつながるよう、情報提供も引き続き行っていきます。	女性職員向け研修の参加人数の増加	・女性職員対象の職場内研修の実施 ・女性職員向け研修の参加人数の増加につながるよう、引き続き情報提供を行う。	・公益財団法人新潟県女性財団が主催する新潟県女性財団地域セミナーin南魚沼を開催して市職員22人、一般の方20人が参加した。 ・総合事務組合研修「女性職員のキャリアアップ研修」募集一参加者なし	B	・女性職員を対象とした職場内研修は開催できなかった。 ・総合事務組合の研修等の情報提供を行った。	引き続き男女共同参画に関する研修会の実施 ・職業生活に必要な資格や技術の習得へつながるよう、情報提供を行うことが必要	・公益財団法人新潟県女性財団が主催する共働のまちづくりのための研修会を魚沼市、湯沢町で開催する。 ・女性職員向け研修の参加人数の増加につながるよう、引き続き情報提供を行う。
40 職場環 境の改 善・長 時間労 働の削 減	40 男性の 子育て 目的の 休暇等 の取得 促進に ついて 周知を してい ますが 、休暇 取得率 は高い 状況で はあり ません 。男性 の育児 参加に 理解を 持ち、 職場と してバ ックア ップす る姿勢 が必要 とされ ます。 固定的 性別役 割分担 意識に よって 仕事に 縛られ 、子育 てへの かかり が不十 分にな ってい く現状 がある のでは と推察 されま す。ま た、慢 性的な 時間外 勤務が 続く職 場も多 く、特 に子育 て中の 職員の 長時間 労働は 家庭に 及ぼす 影響が 高くな ります。 こうした課題を解決するためには、ワーク・ライフ・バランスを推進することが、ますます重要になっています。時間外勤務の削減や業務に応じた適正な人員配置、休暇取得等の具体的目標を定めるなどの取組により、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。	・男性職員の育児に関する特別休暇の取得率の増加 73.1%(H28)→85.0%(H33) ・男性職員の育児休業等の取得率の増加 0%(H28)→5%(H33) ・超過勤務時間数が月45時間を超える職員数の減少 372人(H28)→250人(H33) ・職員1人あたりの年次休暇の取得日数の増加 11.8日(H28)→14.0日(H33)	ワークライフバランスの実現に向け、時間外勤務の削減やノー残業デーの徹底等を全庁あげて取り組む。有給休暇取得強化月間を定める等、取得促進を喚起を行う。 ・男性職員の育児に関する特別休暇の取得率80% ・男性職員の育児休業等の取得率5% ・超過勤務時間数が月45時間を超える職員数の減少 280人以下 ・職員1人あたりの年次休暇の取得日数 13.0日 ・出産、育児に関する休暇・支援等について、庁内LAN等を通じ周知を図る。	・男性職員の育児に関する特別休暇の取得率 (H30) 69.6%→(R元) 88.9% ・男性職員の育児休業等の取得率 (H30) 8.3%→(R元) 5.3% ・超過勤務時間数が月45時間を超える職員数 (H30) 288人→(R元) 330人 ・職員1人あたりの年次休暇の取得日数 (H30) 12.7日→(R元) 12.5日	B	・時間外勤務の削減やノー残業デーの徹底について所属長に依頼し、全庁あげて取り組んだ。また、働き方改革への第一歩として、今年度6月から「終礼」と「余計な資料を作らない」取り組みを始めたが、年度当初の改元対応、台風19号等の災害対応等があり、超過勤務時間数が月45時間を超える職員は増えた。 ・6月を有給休暇強化月間として定め、取得促進を喚起した。 ・子育て応援に関する事項について、庁内LANを通じて周知を行った。	ワークライフバランスの実現には、職員の意識改革、業務の効率化、業務の見直しを図るとともに、管理職のマネジメント能力の向上も必要である。	・ワークライフバランスの実現に向け、時間外勤務の削減やノー残業デーの徹底等を全庁あげて取り組む。有給休暇取得強化月間を定める等、取得促進を喚起を行う。 ・男性職員の育児に関する特別休暇の取得率 85% ・男性職員の育児休業等の取得率5% ・超過勤務時間数が月45時間を超える職員数の減少 280人以下 ・職員1人あたりの年次休暇の取得日数 13.0日 ・出産、育児に関する休暇・支援等について、庁内LAN等を通じ周知を図る。	総務課		
		41 進特女 定女性 事活躍 業主推 行進 動法 計に 画基 づ推 く	職員が仕事と生活の調和を図り、女性職員の個性と能力が十分に発揮できるよう、第2期南魚沼市特定事業主行動計画を28年4月から平成33年3月までの5年間を期間として策定しました。女性活躍推進法は10年の時限立法で、集中的な取組を目的としているため、人口減少対策や女性のキャリア形成に寄与するものとして、積極的な行動計画の推進を図ります。	南魚沼市特定事業主行動計画に掲げる各指標の達成	南魚沼市特定事業主行動計画に掲げる各具体的取り組み内容を着実に実施する。	取組は実施しているが、各指標の達成度は低い状況	B	特定事業主行動計画に掲げる具体的な取組についてはほぼ着実に実施した。	特定事業主計画に掲げる取組を継続的に実施することが必要である。	南魚沼市特定事業主行動計画に掲げる各具体的取組を着実に実施する。	総務課

評価基準 **A**: 目標に沿った成果があり、このまま継続することが必要 **B**: 目標達成のため、活動の一部見直しを行いつつ継続すべき **C**: 本年度の活動では評価することが出来ないが継続必要 **D**: 事業実施の実績なし、事業実施の再検討(計画からの削除含む)

基本計画掲載項目			第2次基本計画期間の取組状況と 第3次基本計画期間における課題と方向性	5年後の 具体的目標(指標)	R元年度計画(目標)	R元年度取組実績	R元 年度 評価	「R元年度評価」とした理由	今後の課題	R2年度計画(目標)	担当 課
基本 目標	重点 目標	施策の基 本的な方向									
	防⑰ 止とハ ラ 策のメ 強 ン 化の の	42 場ハ 環ラ 境ス づメ ク リ の な い 職	相手の意に反した性的な発言や言動を行うセクシャル・ハラスメントへの認知度は定着してきましたが、パワー・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等、あらゆるハラスメントも許されるものではないとの共通認識を職場全体で培っていかねばなりません。職員間のハラスメントに関する相談や苦情を公正・公平に処理するための職場における必要事項を定め、職員に周知することにより、すべての職員がお互いの人権を尊重しあい、ハラスメントのない良好な職場環境づくりを推進します。	・相談件数と内容の公表 ・啓発セミナーの開催回数	「南魚沼市職員ハラスメント防止指針」に基づいて、職員一人一人がハラスメントについて理解を深め、ハラスメントのない良好な職場環境づくりに取り組む。 啓発セミナー開催 2回	・係長以上を対象としたハラスメント防止研修と消防職員を対象としたハラスメント防止研修を開催し、セクハラ、パワハラを理解を深めるとともに、ハラスメント撲滅に向けてとるべき行動について学んだ。	A	ハラスメント防止研修を2回開催し、ハラスメントのない良好な職場環境づくりに取り組んだ。	引き続き、職員一人一人がハラスメントについて理解を深め、ハラスメントを許さない、認めない、働きやすい環境づくりに取り組むことが必要である。	啓発セミナーを開催し、ハラスメントのない良好な職場環境づくりに取り組む。	総務課
	⑱ ジ ェ ン ダ ー 統 計 の 実 施	43 供実男 施女 及共 び同 情参 報画 資に 料関 のす 収る 集調 査 提の	市民会議によるアンケート調査や他部署で実施した調査結果をもとに、市民意識の資料として活用しました。男女共同参画の視点は幅広い分野にわたっているため、他部署で行っている調査結果から資料として抽出することも重要であり、アンケート内容を検討し、情報共有し合える庁内の仕組みづくりが必要です。啓発の浸透を図る指標としても、意識調査アンケートは必要であり、的確かつ比較的簡易に市民の考えを把握することが出来る手法等を研究するとともに、各部署で実施される講演会や事業の場において、簡易なアンケート調査を実施するなど、機会を捉えた意識調査の実施に努めます。また、アンケート調査実施の際は、男女別、年齢別のデータとして把握できるように設定とし、集計結果のわかりやすい市民への公表を進めます。	・市民会議によるアンケート調査や他部署で実施した調査結果の有効活用 ・男女共同参画に関する意識調査の実施	各種アンケートにおいて、意識調査を実施2回以上	・人権に関する市民アンケート(11月) ・行政区における女性役員の状況に関するアンケート(11月)	A	アンケート調査を2回実施し、情報収集及び集計結果を公表した。	集計結果を分析し、今後の取組に反映する必要がある。	・行政区における女性役員の状況に関するアンケートを実施 ・他部署で実施するアンケート調査を活用した情報収集	企画政策課

以下の計画に該当する施策については、施策名の後に次のとおり明記しています。

DV防止基本計画に該当する施策…【DV】

女性活躍推進計画に該当する施策…【活躍】